

平成26年12月1日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年12月1日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第73号) (議案第74号)
- 日程第2 議案審議  
議案第73号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 一般質問(町行政事務全般について)

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 碓 勝 征	1. 財政運営の取り組みは 2. 要望等の取り組みは
2	2番 寺 崎 太 彦	1. 行政改革について
3	8番 大 川 隆 城	1. 切通交差点改良事業の進捗状況は 2. 坊所城島線の歩道整備に関する進捗状況は 3. 県道の地盤改良に係る振動調査の結果は 4. 改正地方教育行政法の新年度施行にむけて 5. 駐屯地ヘリ隊移設に関しての説明等はあったのか
4	3番 橋 本 重 雄	1. 健康づくり・体力づくりに温水プールの建設を 2. 合併について

午前9時29分 開議

○議長(中山五雄君)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長(中山五雄君)

日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明。

追加議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長(武廣勇平君)

追加議案の提案をさせていただきます。

議案第73号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

11月21日に衆議院が解散され、12月14日投開票での第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。また、古川佐賀県知事の辞職に伴い、来年1月11日投開票での佐賀県知事選挙も執行されることとなりました。したがって、両選挙及び国民審査の執行に必要な予算を今議会に上程するものでございます。

平成26年度上峰町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,952,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月1日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第74号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月19日に交付されました。これにより、本町国民健康保険条例を改正する必要があるとあり、施行期日が平成27年1月1日となっておりますので、今議会に上程するものでございます。

平成26年12月1日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、2議案を追加して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より2議案が追加上程されました。これより補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○企画課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第73号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、衆議院議員総選挙及び国民審査及び佐賀県知事選挙に伴います補正予算でございます。

それでは、予算書の準備のほうをお願いいたします。

初めに、補正総額でございますが、予算書の2ページ、「第1表歳入歳出予算補正」のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。左から、款、補正額、計の順に読み上げさせていただきます。

ます。

款13. 国庫支出金、補正額8,752千円、計の458,956千円、款15. 県支出金、補正額8,372千円、計の291,764千円、歳入合計といたしまして、補正額17,124千円、計の3,952,098千円。

続きまして、3ページのほう、歳出に入らせていただきます。

款2. 総務費、補正額17,124千円、計の547,079千円。歳出合計、補正額17,124千円、計の3,952,098千円というふうになっております。

それでは、主な補正内容のほうについて御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入でございます。款13. 国庫支出金、項3. 国庫委託金、目1. 総務費委託金、節2. 衆議院議員選挙委託金8,752千円。こちらは衆議院議員選挙実施に伴います国からの委託金となっております。

その下のほうになりますが、款15. 県支出金、項3. 県委託金、目1. 総務費委託金、節5. 県知事県議選挙委託金8,372千円、こちらは県知事選挙実施に伴います県からの委託金というふうになっております。

続きまして、歳出のほうでございます。

4ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項4. 選挙費、目4. 県知事県議選挙費8,372千円。

下になりまして、同じく目5. 衆議院議員選挙費8,752千円、こちらの歳出のほうにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしました県知事県議選挙委託金及び衆議院議員選挙委託金のほうを全額こちらのほうに選挙費として充当するものでございます。

以上で、議案第73号の補足説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。私のほうから、議案第74号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正内容としましては、出産費用の増加等を勘案し、390千円を404千円に引き上げ、産科医療補償制度掛金が1分娩当たり30千円から16千円に引き下げられることになり、総額的には現在と変更がなく、420千円の支給でございます。

それでは、上峰町国民健康保険条例新旧対照表をごらんください。

第7条中の現行、「出産育児一時金として39万円を支給する。」を、改正後、「出産育児

一時金として40万4千円を支給する。」に改めるものでございます。

なお、お手持ちの資料の上峰町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の第2条の加算を「3万円」から「1万6千円」に改め、出産育児一時金の総額は改正後も420千円を維持する改正でございます。

附則で、施行期日を平成27年1月1日から施行するというので、経過措置として、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額については、従前の例によるというものにしております。

以上で議案第74号の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明があれば、求めます。ありませんか。

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 日程第2 議案第73号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 議案審議。

議案第73号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第6号）、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第73号の質疑を終結いたします。

## 日程第3 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第3. 討論・採決。

議案第73号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第6号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

## 日程第4 一般質問

### ○議長（中山五雄君）

日程第4. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番碓勝征君よりお願いいたします。

### ○4番（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。4番碓勝征でございます。

本年最後の本会議、定例会であります。2014年も異常気象による天地災害が発生をいたしました。まさに我が国は火山列島ということでございます。広島のとちぎ土砂災害、御嶽山の火山噴火災害と、とうとい多くの人命が亡くなりました。さらに、東日本大震災による、いまだに避難生活、ふるさとを離れて生活を強いられておられます皆様方へそれぞれ心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告順に従いまして一般質問を申し上げます。

まず、財政運営の取り組みについてということでお尋ねでございます。

1つ目に、町債、いわゆる借金の償還返済計画及び過去10年分の経過と、それに、今後10年間の返済計画ということでございます。

これにつきましては、資料をいただいておりますので、ポイントだけの御説明で結構かと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

2番目の基金の経緯ということにつきましても、10年分ということで、これにつきましても資料をいただいておりますので、ポイント的に説明をお願い申し上げます。

2つ目に、私、現在まで要望等の取り扱いにつきましてはいろいろ申し上げてまいりましたが、大半は要望に対応していただいたということで御礼を申し上げるところでございますけれども、6点ほどまだ残っておりますので、それらをお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず1つ目に、町道整備ということで、これはもう請願をいたしておりました、いわゆる坊所・三上「変則五差路」の関係でございますので、この件につきましてお尋ねしたい。

2つ目に、交通安全の事故防止策ということで、これは直近にも事故が発生しております、いわゆる坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差する箇所でございます、この構造物が、いわゆるフェンスでございますけれども、何か原因の一つになっているんじゃないかということでございますので、こころ付近をお尋ねしていきたいと思っております。

次に、町道の側溝ふたの対策ということでございます。これにつきましても、かねてお尋ねをしておいてまいっております。箇所につきましては、町道下津毛三田川線なり、町道下津毛井手口北住宅線付近の事柄でございます。

次に、町内の公共施設のトイレ洋式化ということで、現在、和式でございますけれども、

洋式化ということでのお尋ねをしまいでしておりますので、こゝら付近の経緯をお尋ねしたいと思ひます。

それから、職員定数条例の見直しということにつきましても、これも以前からお尋ねをしておりますし、いわゆる現状と近い将来を見据えての定数条例の取り扱ひはどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

最後に、環境美化啓蒙ということで、これにつきましても、行政報告は、ちょっと読ませてもらいました。こゝら付近を含めてお尋ねしていきたいというふうに思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、大きな1点目、財政運営の取り組みは。その中の1点目、町債（借金）償還（返済）計画及び過去10年分の経緯はということに執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（高島浩介君）**

ただいまの礎議員の御質問の質問事項1、財政運営の取り組みは。質問要旨1、町債（借金）償還（返済）計画及び過去10年分の経緯はということについての御質問にお答えをいたします。

お手元のほうに資料が配られているかと思ひますが、まず、町債の償還計画、こちらのほうでございますが、礎議員12月議会定例議会一般質問資料（償還計画）ということでお出しをしております。

初めにですが、この資料につきましては、10年間の返済計画ということでお出しをしておりますが、平成26年10月31日現在までの借入れ分ということで、今後の起債については予測ができないということで、現状の起債総額による償還計画となっておりますことを御了承いただきたいと思ひます。

それでは、資料のほうで御説明をいたします。

まず、左端の平成26年度、一般会計で償還元金のほうが401,239千円、償還利子が59,708千円、小計で460,947千円、未償還元金のほうが3,895,728千円、農業集落排水特別会計、こちらのほうで、償還元金が284,784千円、償還利子が83,152千円、小計の367,936千円、未償還元金のほうが4,434,252千円と、両会計の合計としましては、償還金合計828,883千円、未償還元金合計が8,329,980千円となっております。今後につきましても、一般会計のほうで約4億円、農業集落排水特別会計で約3億円程度の元金償還を行っていくというような計画になっております。

それでは、資料の一番右端のほうをお願いいたします。

こちらのほうの数字が10年後の平成35年度になりますと、一般会計で償還元金が232,092千円、償還利子が13,031千円、小計で245,123千円、未償還元金のほうが888,884千円、農業集落排水特別会計で、償還元金が317,835千円、償還利子としましては27,643千円、小計で

345,478千円、未償還元金といたしまして1,574,134千円、両会計の合計としましては、償還金合計590,601千円、未償還元金の合計が2,463,018千円となっております。

平成35年度までには毎年度の償還金合計で232,282千円の減額、また、償還元金の合計といたしましては5,866,962千円の町債を返済するというような予定になっております。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、こちらにつきましては、今後一切起債を行わない場合の返済計画ということになっておりますので、今後変更する可能性のほうは十分あるということで、こちらにつきましては、現状の一応の目安ということで御了解いただきたいと思えます。

続きまして、起債償還の過去10年分の経緯ということで、別とじの償還実績のほうの資料をごらんいただきたいと思えます。

合計のほうでまいりますと、起債額のピーク、こちらは平成17年度ということになっております。現在徐々に返済をしております状況でありまして、起債額のピークであります平成17年度と平成25年度の未償還元金の合計の比較といたしましては、一般会計で1,177,972千円の減、農業集落排水特別会計で減の799,026千円、工業用地取得造成分譲特別会計、こちらのほうで270,000千円の減ということになっておりまして、平成17年度以降、合計で2,246,998千円の元金のほうを償還いたしております。一般会計につきましては、現在、臨時財政対策債のほかは新規の起債を行っておりません。そういうことで、本来、毎年度、未償還元金のほうが減っているということですが、平成21年度から平成22年度にかけては、未償還元金のほうが30,000千円程度増加をしております。こちらのほうは資料下のほうになりますが、工業用地取得造成分譲特別会計、ホリカワ産業の移転関連の起債、こちらのほうにつきまして、平成22年度に一般会計のほうで借りかえをして清算したということで一般会計のほうが増加をしているものでございます。

以上で、私のほうから資料説明を終わらせていただきます。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま課長のほうから説明をいただきました。まず、過去の10年分の中身をちょっと見聞いたしましたところですが、説明にありましたように、まず私は16年と25年を比較いたしました、これは元金の償還でございますけれども、16年は109億円、25年が88億円ということで約21億円の減と、さらに、20年と25年を比較しますと、20年が104億円と、25年88億円ということで16億円の減というような内容のようでございます。

さらに、償還額、返済額を見ますと、16年と25年につきましては、16年が820,000千円、25年が1,192,000千円ということで、372,000千円の増ということになっておるようです。さらに、20年と25年の償還の比較を見ますと、1,270,000千円から1,192,000千円ということで78,000千円の減というように経過があるようでございます。

いずれにいたしましても、元金の償還なり返還につきましては、行財政改革の実行のもと

に、いわゆる町債（借金）、償還（返済）、着実に実行した経緯はうかがえると。いわゆる行財政改革のもとに、こういう町債の減に、償還なり努力をされたというふうに見えます。

特筆すべき点は、過去10年間の中の20年度の欄を見ていただきたいんですけども、これは、先ほどもちょっとありましたように、工業用地取得造成分譲特別会計、いわゆるホリカワ産業の対応分でございますけれども、20年度で1,270,000千円という大きな返済がなされておりましたけれども、いわゆる借りかえできないような状況下にあったということで説明を受けておまして、その要因は、申し上げましたとおり、ホリカワ産業の補償の3億円相当分が重くのしかかっていたということのようでございます。そういう状態の中に、借りかえが非常にできないような状況の中で、町長、時の総務大臣の御高配によるところの借り入れ手続をされたということは皆様御承知のとおりでございます。21年度の予算編成にも非常に支障を来したような経緯があったわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この町債の取り扱いにつきましては、今後継続して償還もあるようでございますので、経費の義務費、物件費、補助費等をしっかりと見直しをしていただきたいということでございます。

今回、財政健全化条例ですかね、それも提案されておるようでございますので、成立後には十分その中身を照らしをいただきまして、今後の新規事業等の取り組みにつきましては、しっかりとチェックをしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

そこら付近を、長のお考えなりを一言聞きたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

碓議員の公債の経緯について述べられた後の長の考えをとということでございます。

今回、上峰町健全な財政運営に関する条例を御提案申し上げます。

町は、第7条に「地方債を発行する場合には、次に掲げる事項を検討して行うものとする。」ということで、1つ目に地方財政法、また、その他関係法令に規定する適債性、また2つ目に、将来において町民が負担することの妥当性、3つ目に、地方債を発行する場合、または地方債以外の歳入により事業を実施する場合の財政運営に与える影響等を示しております。

まず、先ほど申しあげました町の発行した地方債の中身について申し上げますと、安易な繰り上げ償還、補償金を伴うような繰り上げ償還を行わずに必要な期間というものがそれぞれ債務にはありますけれども、例えば農業集落排水であれば、農業集落排水施設等の処理場等の耐用年数に満たない返済期間を設けているものに対し、資本費の平準化債等を打ちながら、しっかり住民負担をその期間において平準化しながらとり行ってきたという事実、また、実質公債費比率は単年度の額を小さくすれば、分子がその分小さくしぼみますので、期間を長く設ければ数字は落ちるわけでありまして、補償金を伴うものを一切そうした取り扱いを行わず、しっかり当初の計画どおり返してきたということを進めてまいりまし

た。今後とも地方債を発行する場合においては、先ほど申しました適債性であること、また、町民負担の妥当性等を鑑み、また、返済する場合においても、町民負担、そして、いつでも説明ができる返済の仕方をしっかり財政当局とも協議し進めて、皆様に説明をできるような形で運営をしていきたいというふうに思っております。

**○4番（碓 勝征君）**

10年分、いわゆる未来に向けて10年分の償還計画ということで説明をいただきました。もちろん、今の現状のままでいけば、確かに、例えば26年の合計の償還の部分ですけど、820,000千円から35年は590,000千円ということで230,000千円の減ということの形にはなっています。

いずれにいたしましても、将来分につきましては減少状態になると思われかもしれませんが、いわゆる新規事業を実施する時点につきましては、ただいま長のほうからも申されたとおり、財政健全化条例を照らしながら、精査の上、取り組んでいただきたいということで、新規の取り扱いにつきましては、十分チェックをしていただきたいということをお願いいたしておきます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい。次お願いします」と呼ぶ者あり）

次に進みます。2点目、基金（貯金）の経緯はということで、執行部の答弁を求めます。

**○企画課長（高島浩介君）**

私のほうから、碓議員の質問事項1、財政運営の取り組みはの質問要旨2、基金（貯金）の経緯はということにつきましてお答えをいたします。

お手元のほうの過去10年間基金推移という資料のほうをごらんいただきたいと思います。

基金の経緯ということで、資料の一番下のほうにあります町全体の基金の合計、また、小計と書いておりますが、上段のほうの財政の主要3基金の合計について説明をさせていただきます。

基金につきましては、平成18年度、こちらのほうが最も少ない状況で、町全体の合計で378,248千円、上のほうの主要3基金のほうで65,096千円ということになっております。

それで、今度は右のほうに行きますが、平成25年度につきましては、町全体の合計で956,624千円、上のほうの主要3基金のほうで534,601千円ということになっております。最も基金が枯渇しておりました平成18年度と平成25年度ということで比較をいたしますと、町全体で578,376千円、上段のほうの主要3基金のほうで469,505千円の増加ということになっております。これが現在の基金の状況ということでお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

課長のほうから資料による説明をいただきました。基金、いわゆる貯金額につきましては、財政基盤そのものであることは御承知のとおりであるというふうに思います。

16年の時点で見ますと269,000千円、もちろん、これは財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金ということで申し上げます。

20年におきましては67,000千円、25年で534,000千円ということで20年と25年を比較しますと467,000千円の増という傾向になっておるようでございます。これも先ほど申し上げたとおり、いわゆる町執行部の行財政改革の執行のもと結果としての積み立てができたんじゃないかならうかというふうには思います。

いずれにいたしましても、今後につきましては、4次総合計画を計画されておりますし、それを実施するに当たりまして、上峰まちづくりプラン、みんなで作る元気創造拠点上峰と、これを目指すためには、無駄をなくし、経費、先ほども申し上げました義務費なり物件費、補助費らを節減をなしチェックをしていただきまして、町の向上に資するために健全な財政運営に取り組んでいただきたいというふうに思います。

**○議長（中山五雄君）**

執行部の答弁は。（「はい、一言お願いします」と呼ぶ者あり）

執行部、答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

碓議員の御質問にお答えを申し上げます。

基金について触れていただきました。基金についても、今回上程をしております上峰町健全な財政運営に関する条例でございますように、特に第6条「町は、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額を財政調整基金に留保するよう努めなければならない。2 町は公共施設の修繕又は建て替えに係る経費及びその他特定の目的のために資金の留保が必要と認められる額について、予算の範囲内において基金に積立てを行うよう努めなければならない。」とございますように、大型公共事業の計画的な支出、または災害発生時の一時的な支出で多額の資金が必要となる際の財源不足を補うために平常時に一定規模の資金を財政調整基金に積み立てることで安定的な財政運営ができるように努めていかなければいけません。

町内の公共施設につきましても、年々老朽化が進行しておりまして、今後施設の改修等に資金が必要となってまいります。また、このほかにも多額の資金を必要とする経費について年度間の財源を平準化して対応する必要があることから、予算の範囲内において計画的な基金の積み立てが必要ということで私自身も認識をしているところでございます。

**○議長（中山五雄君）**

碓議員いいですか。（「はい、次お願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。大きな2点目、要望等の取り組みはということで、その中の1点目、町道

整備、坊所・三上「変則五差路」請願の件についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

おはようございます。質問事項の2、要望等の取り組みはということで、町道整備、坊所・三上「変則五差路」請願の件ということでございます。

この案件につきましては、議員先ほどの御紹介のとおり、平成23年12月、3年前に採択をされて以来、その翌年には概略の設計ということで発注した中で、議員各位のほうには振興常任委員会等々で3案のお示しをした中で、1つの案ということで進めてくれということで承っている案件でございます。現場につきましては、いまだ手がつけられていない状況でございます。大変申しわけなく思っておるところでございます。

交差点進入時には見通しが大変悪く、町内外の多くの方々が利用をされているために交通量等々が非常に多くなってきている現状で、児童・生徒の通学路としても利用されておりまして、長年にわたり危険をはらんでいることと私ども認識をしておるところでございますが、整備に向けてということでございます。この三上地区全体から申し上げますと、ほかの請願の案件もございすけれども、もうこの変則五差路につきましては、今後の計画の中で、以前から申しているとおりに、町費が少なくて済むような方策なり、また、補助金の活用などを通して、関係機関の協議を今後も行っていきたいと考えておるところでございます。

まずは補助率の高い防衛関係の事業採択に向けてということで今後も進めていきたいということで考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

この請願道路につきましては、私と中山議長、原田議員で紹介議員となり取り組みをしたわけでございます。もちろん付託を受けまして振興常任委員会で採択を受け、現時点におきましては、設計案が3案ができておるという段階でとまっておるようでございます。この道路につきましては、もう皆さん御承知のとおり、いわゆる町道4路線が交差しておる箇所、非常に交通量が多いということで、まさに危険道路でございます。長年にわたり、危険性をはらんでいる懸案道路でございまして、町内外からの多くの皆様が危険を感じながら通行されて、生活道路として、通学道路として利用されておるわけでございます。

請願のときにも添付しておったかと思ひますけれども、300名超の署名もいただいておりますし、一日も早い改良整備をということで待望されている道路ということはもう御承知のとおりでございます。

私、当初からこの道路につきましては取り組んでまいったわけでございますけれども、いわゆる三上地区の関連道路の事情等もあることは承知しております。大型事業になるということも、当然そういうふうになるかと思ひます。

今、課長のほうからおっしゃったように、防衛省の高率の補助をいただきながら計画をし

ていただき対応していただきたい。これはもうぜひ前向きで、次年度のうちには何かの手續ができるような形で取り組んでいただきたいと思いますし、町民の皆様も非常に待望されておる道路ということで、まさに町内の東西、いわゆる吉野ヶ里町に通ずる町道下津毛三田川線が交差する中央基点でもありますし、本当にこの道路は大事であるというふうに認識いたしておりますので、そこら付近は長の考えなりをお伺いしておきたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

碓議員の町道整備、坊所・三上「変則五差路」請願の件について私から答弁を申し上げます。

この坊所・三上地区道路整備については、平成23年12月議会で採択されて以来、3年間進捗が見られず大変申しわけなく思っているところです。交差点進入時には、見通しが悪く、また、児童・生徒の通学路でもあり、長年にわたり危険性をはらんでいる懸案道路事情があり、町内外の多くの方々が利用され交通量が非常に多い道路という認識を持っております。

平成24年度に概略設計を発注し、25年度1月10日に振興常任委員会の中で路線の検討をいただき、答申をいただいております。整備に向けては、ほかの請願案件とも比較がありまして、この五差路とあわせて全体計画の中で町費ができるだけ拠出が少ない形の方策、補助金の活用などの検討と関係機関との協議を行っていきたいということで考えているところでございます。

今後、全体的な事業計画予算と町の財政負担がなるだけ少なく済む方法、補助事業までの採択状況などを見た上で、先ほど担当課長からお話がありました防衛関係との連携を密にしていくということでございますので、整備に向けて協議をしていただき、準備に入っていけたらと考えているところでございます。

#### ○議長（中山五雄君）

質疑はありませんか。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。2点目、交通安全・事故防止策、坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差点の構造物の件についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の2番目、交通安全・事故防止策、坊所南北線と県道神埼北茂安線の交差点の構造物の件ということでお尋ねがっております。

構造物ということで、議員のほうからフェンスということでの質問がございました。この件につきましては、3年前の23年12月議会でも御指摘があったかということで察し申し上げます。

この地区につきましては、下坊所から南に県道に差しかかった交差点でございまして、左側に水路があり、フェンスがっている箇所でございます。このフェンスにつきましては、以前1メートルぐらいの高さでございましたけれども、運転席からいいますと、フェンスの

高さが目線にちょうど当たるといふうなことで、以前におきまして、交差点の手前6メートル区間におきましてフェンスを上げまして約1.5メートルの高さに今現在なっているかと思えます。当時、事故が発生したということでお聞きしているわけですが、聞くところによりますと、この事故の原因につきましては、フェンスが直接の原因ではなかったようにもお聞きしておりますが、事故があったということは大変危険であるということでは認識しております。

先般、中学校模擬議会のときに、2007年から9件の事故が発生したということでしたが、私の知る限りでは、以前、井柳の方の死亡事故なり、あと先般なり事故ということで3件ほど聞き及んでおりますけれども、ここの地区につきましても、通学する子供たちの安全面からいたしますと、そのフェンスの高さにつきましては、下げることは問題があるというふうなことで、今後フェンスの問題があるケースにつきましては、調査を行っていきたいと考えておるところでございます。また、雑草等も繁殖をしている夏前につきましては、適宜見通しがいいように早目に伐採するように心がけていきたいと考えておるところでございます。

なお、県道神埼北茂安線が今現在事業に入っておられまして、加茂の交差点までに、28年度ぐらいまでには完成するんじゃないかということと、あと、それ以降、西側のほうに随時工事をされる計画ということで聞き及んでおりますが、県道の交差点改良の折に土木事務所と協議しながら、拡幅は当然あるものですから、この時点におきましては、交差点改良を同時に施工できたというふうなことで、その折の交通安全対策に向けて早目に協議をさせていただきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま課長の説明では、現在のフェンスの高さは問題ないということみたいな答弁でございますけど、いわゆる小学校のほうから南に下っていくところで、交差点の手前にフェンスがこういう形であるわけですね、段がついておるわけですよ。南側のフェンスの高さがちょうど運転席の目線に入るわけですよ。東から通行する車両の確認が見づらいという要因があるというふうに私は思うわけですよ。今の課長の説明では、このフェンスは農業用水路の絡みで云々ということで下げられないとか取り扱いできないようなふうに聞こえたんですけども、現実には、課長もおっしゃったように、亡くなった事故が3件とか4件とか、いろいろございますけれども、これはそのフェンスだけの、構造物だけの問題じゃないということはわかりますよ。しかし、北から下ってきたときに、停止直前にちょうど目線に入るわけですね。これはもう非常に私は一因じゃないかというふうに思いますし、町民の方からの声もお伺いしておりますので、神埼北茂安線の改良時まで待つとかいうようなことをおっしゃったけれども、これは何とかこのフェンスの問題については取り扱いをしていただきたい

いというふうに思いますけれども、もう一回どうぞ。

**○建設課長（白濱博己君）**

議員御指摘の件でございますが、フェンス直接の原因で100%ないというふうなことで申していたつもりではございませんが、実はこの質問書をいただいたすぐ後に現場のほうに車で行きまして、その目線等々も含めて確認をいたしました。そのフェンスにおきましては、上にポールが、上段のポールがございますが、その目線には入らなくて、ただフェンスが、フェンス全体に見にくいというふうなことは感じを受けました。高さ的には若干上げていたほうが以前の低くしていた分がちょうど目線のほうに当たるということで、そのフェンスの上段の分を上げているというふうなことだろうと思います。しかしながら、フェンス全体の網が私は見にくいというふうなことで、そのフェンスそのものに問題があると私は認識をいたしました。じゃ、そのフェンスをのけるということはできませんので、今後、例えばフェンスなり安全防護柵の、そういった今より見やすいような形での安全防護柵がないかというふうなことは検討をしてみたいと思っておりますが、この内容的に、先ほど申しました県の道路整備と一緒にしたいということで回答をいたしましたけれども、その件につきましては今後検討をしていきたいと考えておるところでございます。

**○4番（碓 勝征君）**

どうも見解がずれておるようでございますけど、いわゆるフェンスの高さがあって、上がって、今言うたポールですね、ポールの目線、これが入るんですよ、ちょうど、下の網じゃない。上の、いわゆる高くなった上のポールのラインが目線に入って見えにくいということなんです。どうも課長がおっしゃっているのは、フェンスの網とか云々じゃなしに、私は上段のポールの部分がちょうど目に入るんですよ。あなたはどのような箇所から見られたか知らんけど、確認をしていただきたいということを申し上げて、見解の相違かと思っておりますけど、また現場で私は一緒に見たいというふうに思います。この件は以上でよかです。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に進みます。3点目、側溝ふた対策はということで、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

さっきは失礼いたしました。

質問の3番目、側溝ふた対策はということでございます。

まず、側溝の整備の観点でございますが、25年度に国の経済対策によりまして元気交付金が来たわけでございますけれども、それによりまして、下津毛団地なり切通地区内の側溝改修を一挙に整備したところでございますが、今年度につきましても、西新団地、それから下津毛団地、切通地区の分、それから船石南線の一部ということで行政報告にもお示しをしたところでございますが、今後につきましては、屋形原東分の側溝改修を計画しておるところ

でございます。

議員御指摘の側溝ふたの対策はということではございますが、町といたしましては、県の開発許可の手引きを参考にいたしまして、内径の30センチで、車等が乗っても音が出ないような消音式の落ちふた側溝での施工を基本として今後も整備をしていきたいと考えておるところでございます。

本町といたしましては、側溝ふたがない箇所や老朽化している箇所につきましては、逐次整備を行っておりますが、整備ができていない箇所につきましては、今後予算をお願いいたしまして、その範囲内で逐次計画をして取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

議員御指摘の先ほどの井手口地区、それから下津毛三田川線の地区2カ所を御指摘がございました。井手口地区につきましては、一度要望がありまして、補修を、改善をいたしたところでございますが、なお再度音が出るということで、今後早急に業者のほうにお願いし、対応を本格的な改善を図っていきたいと考えておるところでございます。

なお、下津毛三田川線のちょうど議会でも以前質問があっておりました旧郵便局の北側付近でございますが、この件につきましては、結構道路が狭くなっている関係で一部民地を含んで、民地に入って一旦停止なりをして離合されているということで認識はしておるところでございます。

本人さんからも要望があっておる箇所ではございまして、来年予算をお願いできたら、そこで用地を交渉し、その付近の構造物等々の改善もやっていきたいということで考えておるところでございます。

私のほうから以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

町道の側溝改修につきましては、24年から3カ年、今年まで含めまして、団地内の側溝改修がなされまして、非常に町民の方から喜びの声が聞かれておるところでございます。既設の町道側溝の取り扱いでございますけれども、課長のほうからは、基準値の30センチメートル枠内の側溝の取り扱いということで、なるだけ音が出ないような云々ということをおっしゃっておられますけれども、いわゆる狭小町道箇所ですね、狭いところの町道の側溝はどうしても通行するときに乗る頻度が高いということで、音が非常に出るし、グレーチングであれば、もう音が極端に大きく響くということで、お住まいの皆様から生活に本当に耳ざわりで困ると、気になってどうもいかんよという声を聞いておりますし、何か、例えばグレーチングであれば、グレーチングの下に何か敷くようなもの、構造物等はないものでしょうかね。例えばゴムとか、木片なんかやったら、すぐそせてしまいましょうから、布地とか、そこら付近の何か工夫して、敷いて音を遮断するような措置がとれないものか、もう身近に強く感じるということをおっしゃるものですから、改修につきましては、いろいろ基準等々の

基準があるかと思えますけれども、今現在の物が、現在のものに対して音が出るわ、響くわというお住まいの皆さんの声が非常に強いものですから、そこら付近の、何か側溝策と申しますかね、取り扱いができないものか、そこら研究できないでしょうかね。

**○建設課長（白濱博己君）**

先ほどの箇所につきましては、一度補修をとということでいたしました。音が出るということで、下のほうに側溝のふたをあけて、高さ的なことがあるということで、ラバーみたいなところでの布設をし、そのときは音が出なかったんですけど、ただ、職員がするものですから、一時的なものということでございますので、それは構造物の高さ関係とか、構造物が原因ということでわかっておりますので、今後、業者さんを入れまして、正式な音が出ないように対策を講じていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。公共施設のトイレ洋式化はということで、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

碓議員の要望等の取り組みはの要旨4、公共施設のトイレ洋式化について御答弁申し上げます。

公共施設のトイレの洋式化につきましては、御高齢の住民の皆様、また、和式のトイレを使ったことがない児童をお持ちの保護者の方々、また、議会の皆様方からも、議長初め、今回質問をいただいております碓議員など、多方面からの要望を受けております。

私も、今後ますます高齢化社会を迎えるに当たりまして、これは必要なことであろうと思っております。つきましては、まず、本町の避難所に指定いたしております江迎多目的研修施設、学習等供用施設、農村婦人の家の各施設を来年度、県補助金等も活用しながら洋式トイレに改修すべく新年度予算へ計上を検討しております。

以上で答弁を終わります。

**○4番（碓 勝征君）**

長のほうからは、次年度に向けての取り扱い、対応したいというようなお答えをいただきました。ありがとうございます。

とにかく公共施設のトイレ、利用される町民の声として、足腰が痛いということで、集会に行きたいけれども、あそこはあのトイレだから行きたくないという、もう切実な声があるわけです。集会への参加をしたいけれども、そういう前段でのいろいろな事情があるので、支障があるので行けないということで、ぜひぜひ洋式トイレに切りかえてほしいという声をいただいたものですから、申し上げます。

ただいま長のほうからは、次年度に向けて3施設の取り扱いということでございますけれども、スペースに合うような洋式トイレ、大型改修とすればかなりの経費がかかるかと思

ますので、その施設内のスペースに合ったような洋式トイレ、ぎりぎりの小型といたしますか、トイレ部屋を改修すればかなりの経費がかかるかというふうに思いますので、そういうことも一考されて、今の部屋に合うような洋式トイレの形の取り扱いをしていただければ、さらに経費節減しながら効率ある設置ができるんじゃないかなろうかということでございますので、ぜひとも次年度に向けて、内容を踏まえながら対応していただきたいというふうに思います。終わります。

**○議長（中山五雄君）**

執行部の答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）してもらったがましじゃないですか。大丈夫ですか。（「じゃ、お願いします」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

再度の答弁を申し上げます。

碓議員初め議会の皆様方から、議長様初めさまざまな皆様方からトイレの改修については言われております。県のほうでユニバーサルデザイントイレ洋式化推進事業というものがございまして、事業期間が25年度から27年度ということになっておりますが、受け付けが27年1月31日ということになっております。市町の施設につきましては、便器取りかえプラス、スペースの改修、または洋式トイレの増設、この3パターンがあるようでありますけれども、100千円の補助をいただけるということで、今議員からも提案いただきましたけれども、そのスペースに合った便器といたしますか、洋式トイレをしっかりと調べた上で補助申請をしていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

**○議長（中山五雄君）**

碓議員いいですか。（「はい、よございます」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。職員定数条例の見直しはということで、執行部の答弁を求めます。

**○副町長（八谷伸治君）**

皆さんおはようございます。碓議員の御質問にお答えいたします。

現行の上峰町職員定数条例第3条によりますと、職員の定数は当分の間91人となっております。これに対しまして、現在の職員数は71人であり、この人数は全国の類似団体と比較しますと最少の人数となっております。効率的で質の高い行政サービスを提供するために職員定数を検討するに当たりましては、財政的な面や求められる行政需要、事務量などを考慮する必要がありますと思っております。

なるだけ少ない経費、少ない人員で運営していくことは、いわば行政の最大のテーマの一つではありますが、現在の地方公共団体、とりわけ市町村行政を取り巻く環境は将来を予想しがたい状況にあると言わざるを得ません。その理由といたしましては、最近、地方分権の推進による国や県からの権限移譲の増大、国の施策による事務負担の増大、例えば住民にとっ

て利便性の高い社会を実現するための基盤づくりである社会保障・税番号制度の導入や人口減少抑制や活性化のための地方創生による地方版総合戦略の策定や、それに呼応する施策の実施、そのほか年金支給年齢の繰り下げに伴う定年職員の再任用、また、近年特に著しい変化、脅威が生じてきます異常気象、ゲリラ豪雨、大型台風などに対処するための防災対策への対応などが上げられております。

このような状況でありますので、現時点では、職員定数につきましては現行のままとし、今後、状況の変化等を見ながら検討していきたいと考えているところでございます。

なお、これからも業務改革の推進、職員研修の充実や人事評価制度の導入による職員の能力開発に努め、行政ニーズに適切に対処していく所存であります。

私からは以上でございます。

#### ○4番（碓 勝征君）

ただいま副町長のほうからは、結論として現行のままでいきたいというふうなお言葉であったかと思えます。

私は、いわゆる行財政改革がなされた結果、現在の71名、そういう形、以前はかなりの臨時職の方も50名前後おられた時期もあったようでございますけれども、そこら付近は行革なり等で取り扱いされたということで、おっしゃったように、1万人当たりの職員数は全国最少数値ということで、上峰町が一番少ないというようなことは承知をしております。今後、給食センターの見直しなり、それら等々もございましょう。しかし、私は広域事務なり事務機器等々の導入なりされ、かなりの事務改善はされてきておるというふうに思っております。

もちろん、現在の人口9,600人弱の中で71名の職員の対応ということでございますけれども、前回、25年の第3回定例会でも申し上げましたけれども、周辺町村の数値を調べてみますと、職員1名当たり120名とか130名とか140名当たりというような数字も隣接にはございます。そういうところからいきますと、もちろん、副町長おっしゃったように、今後、国からのいろいろな社会保障なり地方創生に対する取り扱い等々で事務もふえてくるということは十分承知をしておりますけれども、まずは現行に対する定数ということで私は申し上げておるわけでございます。歴史を調べてみますと、かなりの過去、平成10年から連続して定数の取り扱いはなされた経緯があるわけですね。それは時の長の考えでの取り扱いということもございましょうけれども、定数というのはある程度は現状に則したところであるべきじゃないかというふうに思うわけですね。

副町長のほうから、とりあえず現行のままというふうなことでありますけれども、私は現状に合った定数でまずは取り扱いすると、それに定数の取り扱いにつきましては、プラスアルファということもございましょうけれども、私の意見としては、現数にプラスしたような定数で、やはり91名の定数の取り扱いについては改正すべきじゃないかということでございますので、そこら付近でもう一言お願いいたします。

### ○副町長（八谷伸治君）

碓議員の御質問にお答えします。

先ほども私が答弁いたしました。近年の行政を取り巻く状況につきまして、その把握というのが非常に変化が激しいものですから、難しい部分もあります。ですので、そういった部分を的確に捉えながら今後の定数条例については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

### ○町長（武廣勇平君）

現時点で必要な人数は何人と考えるのかというお尋ねに御答弁申し上げます。

現行の定数条例では91人とされております。先ほど副町長が申し上げましたように、今後の行政需要等を考えたときに、必要な人数としてこれから増員を考えていかなければいけないというところでございますが、じゃ、果たしてどれぐらいの人数が必要かということでございます。

これには、民営化、委託前の保育所7名及び給食センター4名の計11人が含まれております。91人には。また、終了した業務、特に国土調査業務に2人が従事しておりました。よって、91人から保育所、給食センターの11人、及び国土調査業務の2人を差し引いて78人となります。また、近年、地方公共団体を取り巻く状況は著しく変化している状況でもありますので、地方公共団体定員管理研究会によります定員管理モデルにより一般会計職員数を算出したところ65人との結果が出ました。これに教育部門の職員14人と公営企業等の職員数5人を加えますと84人になります。

今後、町が抱える事業等を鑑み、状況の変化等を見ながら、先ほど副町長が答弁申しましたとおり、検討していきたいと考えているところでございます。

### ○4番（碓 勝征君）

町長のほうからは、以前の給食センターなり国土調査の職員なり等々の減少等があったということでの取り扱いでございまして、私は一つの基準と申しますか、従来は100名あたりの積算の根拠と申しますか、参考と申しますかね、そういう100人あたりの職員ということでの時代もあったかというふうなことも認識いたしております。

もちろん、4次総合計画で1万人を目指すということでございますので、そこら付近を考慮しながらこの定数については取り組むべきじゃなかろうかというふうに思います。

単純に現数の9,600人弱の人口に対して、例えば130名でいくとするならば、74名弱が算出されてくるわけでございますけれども、それにプラスアルファをして、一つの積算根拠と申しますか、一つの参考ですよね、そういうことでいくなれば、74名プラス80名ぐらいがどうだろうかというふうな、一つの人口に対する根拠と申しますか、参考数値というのも必要であるというふうに思いますので、これはそういうことで参考にしていただければというふうに思います。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「あれば」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

必要な職員数についての定員管理モデルにより本町では65人ということで、これは一般会計職員数ですが、先ほど繰り返し申しましたように、教育部門も含めると84人という数字を持っております。

碓議員のお手持ちの試算、何といたしますか、定員管理の職員数の基準というものもおありになるようでございますので、参考にさせていただきたいと思いますが、本町では78人から84人の範囲で現在検討を進めているということでございます。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（発言する者あり）

次に進みます。環境美化啓蒙はということで執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

おはようございます。碓勝征議員さんの2、要望等の取り組みは。環境美化啓蒙はについて御答弁させていただきます。

行政報告、3ページに環境係のほうで報告しておりますが、重複すると思えますけれども、町内4カ所、庁舎前、婦人の家、前牟田学習等供用施設、江迎多目的集会所の公共施設敷地内に建設している環境美化に関する啓蒙標語が二十数年の風雨により消えかけておりますので、12月中に書きかえを行い、町民の皆様と一緒に新年を迎えることで計画をしておりますので、よろしく願いいたします。また、このことについては広報紙で随時お知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

課長のほうから行政報告内容を述べられました。その中で標語募集したということでございます。小学4年生から中学3年生まで、標語を募集した内容がわかれば教えていただきたい。それから、デザインは中学校の美術部に依頼したということでございますので、そこら付近の内容をよかったら御披瀝いただきたい。

**○住民課長（江頭欣宏君）**

標語でございます。一応予定しておるのが、庁舎前のところにあります「町も心もきれいな上峰」で大文字で書いて、小文字で「大切なのは一人一人の心がけ、みんなで守ろう上峰町」でございます。裏側、駐車場のほうで「みんなで美化の町づくり」、小文字で「ごみを出さない町づくりはあなたが簡単にできるエコロジー」ということで庁舎前を予定しております。あと、婦人の家「ポイ捨てゼロにしよう」、小文字で「ごみ箱に捨てて目指そう美化

の町」、続きまして江迎多目的集会所前、大文字で「自分の心にエコマーク」、小文字で「上峰の未来を変えるのは、まず、あなたの心がけからです」、最後に前牟田学習等供用施設前です。3つあります。「きれいな心でごみ拾い」、小文字で「きれいな花きれいな空きれいな学校きれいな町、こんな上峰大好きです」、もう1つ、「ゴミの始末を確実に!!」、小文字で「みんなでできるきれいな町づくり」、次に、「地面はごみ箱ですか?」、小文字で「あなたのその行動は町をキレイにしますか?それとも…?」という形で標語募集の中から一番よい、優秀作品を選んでおります。そして、これをもとに上峰中学校デザイン部のほうにこの標語を見せたところ、きれいに児童の立場に立ってデザインをつくってもらっております。

以上でございます。

**○4番（碓 勝征君）**

今、課長随分と並べられて披瀝いただきましたけれども、後ででございますので、抽出された箇所のやつを、資料をいただきたいと思います。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「終わります」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時9分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

碓議員の一般質問が終わりましたので、次に2番目、寺崎太彦君、お願いします。

**○2番（寺崎太彦君）**

2番寺崎太彦。皆様おはようございます。第4回定例会で最後となりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可がございましたので、通告書に沿って一般質問をしていきたいと思っております。

今回は1点、質問事項は行政改革について、その中で職員定数と実数の数がかかなり隔たりがありますけれども、上峰町職員定数条例の改正について一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、行政改革について、上峰町職員定数条例の改正についてということで執行部の答弁を求めます。

**○副町長（八谷伸治君）**

寺崎議員の御質問にお答えいたします。

先ほども同様の質問がありましたので、重複する答弁となりますことを御理解いただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたが、現行の職員定数条例によりますと、職員の定数は当分の間91人となっております。これに対しまして、現在の職員数は71人であり、この人数は全国の類似団体と比較しますと最少の人数となっております。

職員には、少ない人員での業務遂行ということで、御負担、御苦勞をおかけしているなど認識しているところでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、市町村行政を取り巻く環境は将来を予想しがたい状況にあると言わざるを得ません。どちらかという、業務がふえる方向にあるのではないかと考えております。このような状況でありますので、繰り返しになり申しわけございませんが、現時点では職員定数につきましては現行のままとし、今後、状況の変化等を見ながら検討していきたい、検討するに当たりましては78人から84人の間で今後検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

**○2番（寺崎太彦君）**

職員定数の根拠といいますと、自治法の172条の3項になると思えます。これは職員定数91名が、ちょっと意地悪な質問なんですけど、これに近づけないといけないと思えますけど、これが上限なのか。そして、上峰町の条例の中には当分の間とありますけれども、これはいろいろ変化によって定数の改正をしていくから当分の間という文言が入っているのではないかと思いますけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

**○副町長（八谷伸治君）**

寺崎議員の再度の質問にお答えいたします。

91名というのが上限かどうか、それから適宜定数条例を変更していくべきではないかというふうな御質問だったと思えますけれども、繰り返しになりますが、市町村行政を取り巻く環境が国の動向、県の動向によって、その変化が激しい、大きいものになっている傾向にあると思っております。ですので、いわば定数条例というのは上限というふうに考えているところでございますし、先ほども私のほうから業務がふえる方向にあるのではないかと、それにあわせて行財政改革なり、財政のことも考慮すべきところではあるかと思えますけれども、一旦条例で上げている人数を頻繁に変えるというのもどうかというふうに考えてい

るところでございますので、市町村行政を取り巻く環境を的確に見きわめていって、職員の定数については考えていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

#### ○2番（寺崎太彦君）

今回、ちょっと違うかもしれませんが、基金の使い道の条例を提案してありますけれども、やはり職員数の定数もある程度根拠を定めて、その数を示して、その都度職員の数を示していかないと、今現在、上峰町の職員の年齢の内訳を見てみると、50代の層が一番多くて、逆ピラミッド型になっております。これは計画的に採用されていかれていないから、こんなふうになっているのかと思いますけれども、やはりこれだけ50代が多いと財政的にも影響を及ぼすかと思っておりますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

#### ○副町長（八谷伸治君）

お答えいたします。財政への影響等も考えていくべきではないかというふうな御質問だと思います。

今後の採用に当たりましては、退職者数を考慮するとともに、財政的な面への配慮や年齢構成の偏りをなくすために、これから各年度ごとの採用予定者につきましては、なるべく平準化をしていって採用していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○2番（寺崎太彦君）

私は、監査をさせてもらっておりますけれども、監査でよく言う、最少の経費で最大の効果を出していかなければいけないと。職員の数を見ても、よく類似団体との比較とか資料を言われて、行政効果が出ていると言われておりますけれども、経済性の視点だけではなくて、それがどれだけ住民の福祉の向上や住民のニーズ、どれだけ役に立っているか、住民のニーズに配慮されているか、そういう観点から評価されるべきではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○副町長（八谷伸治君）

寺崎議員から住民のニーズに応えるべくというふうな御質問だったと思います。

今後、職員の採用、職員に対しましては、研修の充実とか、それから来年度以降、人事評価制度の導入、そういったものも検討を続けていきたいと思っております、資質の向上、そういったものを図っていって、住民の方のニーズに適切に対応できる行政運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（中山五雄君）

いいですか、もう。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

これで2番寺崎太彦議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○8番（大川隆城君）

8番大川隆城です。ただいま許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

今回、全部で5問ほど質問をしておりますけれども、明快な答弁をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、切通交差点改良事業の進捗状況についてお尋ねをまいります。

この件につきましては、毎回お尋ねをしておりますけれども、今回、行政報告をいただいた中で、この関係につきましては10月に佐賀国道事務所及び九州地方整備局へ要望活動されたと。また、11月には国交省に対しての要請活動をされたということで報告をいただいておりますけれども、まずはそれぞれに要望活動された結果について、どのような手応えがあったのかをまずお聞きしてまいりたいと思います。その答弁をいただきながら、また関連した質問をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

第2番目に、坊所城島線の歩道整備に関する進捗状況についてお尋ねをいたします。

この件につきましても、これまでお尋ねをしておりますけれども、前回の答弁の中で、もう既にこの役場から加茂の交差点までの間の地権者の方々については、16名全員の同意をいただいておりますということで、調査費が確約をされ、10月から11月に測量に入ることによって答弁をいただいておりますけれども、その後、どういうふうに進捗しているか、まずお尋ねをしてまいりたいと思います。

第3番目に、県道の地盤改良に係る振動調査等の結果はということでお尋ねをまいります。

この関係につきましては、沿線4カ所の試掘調査がなされ、また10月には振動調査も実施されるということで聞いておりましたので、その結果がどういうふうなことになっておりますかをお尋ねしてまいりたいと思います。また、その結果を踏まえて、この地盤改良への取り組みはどういうふうな計画をなされておるのかをお尋ねしてまいりたいと思いますので、

よろしく願いをいたします。

第4番目に、改正地方教育行政法の新年度施行に向けてについてお尋ねをしております。

この関係については、皆さん既に御案内のとおり、新年度4月からこの新しい地方教育行政法に基づいて進められていくわけでございますけれども、その中で首長の権限が強化をされたということ、また、従来の教育長と教育委員長が統合されて新しい教育長が設置をされて、その教育長が教育関係の責任者という形に位置づけられて進められるということでございますけれども、いろいろとこれまでお話を聞いていく中で、首長さんと教育長、教育委員会の権限の範囲と申しますか、それが私、依然まだ漠とした感じがしておりますので、お尋ねをしておりますので、よろしく願いをいたします。

第5番目に、駐屯地ヘリ隊移設に関する説明等はあったのかということでお尋ねをしております。

この件につきましては、つい先日、県内の10町の首長さんを対象としての県の町村会に対しての防衛省関係の方からの説明があったということで新聞報道等あっておりましたけれども、できればその中身的なことをお聞かせいただければと思いますし、また、そのほかにいよいよこれもだんだんと時間がたってきておまして、今のところまだまだ移設先、佐賀空港周辺の方々に対しての説明等が主体となってされていることはありますけれども、そう言いつつも、比べてみると、我が町あたりはヘリ隊が出ていくほうでございますが、そのところに対してもある程度の説明はなされるべきじゃないかという感じもいたしますので、その辺のことを踏まえて、先ほどの町村会に対しての説明、あるいはここに書いておりますように、防衛省の担当官が常駐されている方がいらっしゃるということでもありますから、そのあたりからの説明があったのか、もしなかったとすれば、町から要請して説明を求めるといふことも必要ではなかろうかという感じがいたしますが、その辺についてお尋ねをしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、切通交差点改良事業の進捗状況はということで、年内の進捗状況はどのようなものか。また年度末に向けての進捗をどう考えているのかということで執行部の答弁を求めます。

#### ○建設課長（白濱博己君）

8番議員の切通交差点改良事業の進捗状況はということで、年内の進捗状況はどのようなものか、また年度末に向けての進捗をどう考えているのかというお尋ねでございます。

先ほど行政報告にもお示しをされたというふうなことでございますが、まず10月14日に佐賀国道事務所へ期成会として要望をしておりますが、期成会というのは鳥栖、みやき町、上峰、吉野ヶ里、神埼市ということで、交差点事業等と国道関係の事業をおのおの要望されて

おります。それで、上峰町といたしましては、以前からも要望しております切通交差点の改良工事ということで、上峰町のほうから国道事務所に毎年のことではございますが、今年度も強く要望したわけでございます。

国道事務所といたしましては、その必要性につきましては、所長さん、上峰町にも来町されて、この件も協議をしていただいておりますが、強く認識をされておるところでございますが、この5市町の中で今現在、国が採択をして事業実施している分はみやき町の三養基高校前の交差点だけで、あとの4地区につきましてはまだ事業採択にはされていないということでの各市町からの要望でございます。この件につきましては、昨年来、国道事務所が示した案における図面を提示していただいておりますが、その内容に基づいて、今現在、地元をお願いをしておるところではございますが、国からのお示しの分につきましては、まず地元の協力体制、地元の同意、事業計画における同意並びに測量関係がまずもってございますので、その測量の立ち入りの同意ということで、今現在、鋭意各地区の関係者をお願いしておりますが、引き続き地元の対策をとということで要望されているところでございます。

続きまして、10月27日、九州地方整備局に同じく同じメンバーで参っておりますが、この件につきましても、大体同じようなことの回答を受けておりますが、今後の情勢といたしましては、国においては新規の事業もそうですけれども、以前、笹子トンネルの崩落事故があって、トンネルなり橋梁なり道路等の維持補修関係に今後重点を置かれておまして、上峰町におきましても今後そういう点検をしていかなければならないということで、そういった予算の配分の動向でございます。ただ、私どもといたしましては、地元の同意を取りつけ、いち早く事業採択に向けて国のほうにいち早くしていかなければならないというふうな状況でございます。

なお、11月10日の国土交通省につきましては、上峰の武廣町長と鳥栖市長、それから神埼市長の3名と事務局ということで要望に参って、関連の内容の事業を強く要望していただいているということでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま10月あるいは11月に要望活動した内容についてお聞かせいただきました。要するに、これまでもそうございましたので大体想像はつきますが、まずは地元地権者の同意をとってくださいということが結論かと思えます。

その中で、これまで担当課長初め、鋭意努力をいただいて、12名の地権者がいらっしゃる中で8名の方に同意をいただいたという報告を受けておりますが、その後において残りの4名の方々に対してもその都度、御理解をいただくための説明はされているかと思えますけれども、先ほどもちょっと触れましたように、予定としてはことしじゅうに全員の皆様方から

同意をいただきたいということで計画もされておりますので、あと1カ月余りになりましたが、できれば計画どおりに全員の方からの同意をいただくように、まだ今後についても取り組んでまいりたいと思いますけれども、この辺につきましていろいろ御理解いただくための説得と申しますか、説明する中でいろんな工夫はされているかと思っておりますけれども、どんなでしょうかね、実際のところいろいろあの手この手でされているかと思っておりますが、なかなか同意が得られないということは何が原因でそうかなと、かたくなに同意をいただけないというのは何かそこに原因があるのかなという感じもいたしますが、その辺もし御披瀝いただければと思っておりますが、いかがでしょう。

#### ○建設課長（白濱博己君）

前回ですか、議会のほうでも私、今年中に向けて努力をしたいということで言っておりました。この交渉につきましては、6月16日から鋭意相談をしておるわけですがけれども、先ほどの議員御指摘のように、全員の同意がまだとれておりません。この件につきましては、10月23日に地区の役員会ということで、現在までの報告ということで区長、それから役員さん方に説明をいたし、今後の方策として協議を行ったところでございます。

詳細につきましては、ちょっと今後のこともございますので、言える状況ではございませんが、家屋関係の移転ということも含めてではございますが、私ども今回、事業の計画、法線と歩道整備をするための全体的な計画と、それから調査同意ということで、具体的な交渉までには私ども入っていきません。ですが、地権者といたしましては、具体的な、例えば補償なりというふうなことも話されるものですから、実は11月14日に国道事務所のほうにそういった経過を報告いたしております。その詳細につきましては報告をしておりますが、国といたしましても、事業化になりませんと、なかなか本人さんたちと一緒に出向いていかれない状況ということで、重ねて事業同意の説得を、全体的な説得をということで、あと個別には事業化がなって、予算がついて用地交渉というふうな段取りになるかと思っておりますけれども、その段階の手前のことですので、全体的な御協力をお願いしますということでは言っておりますけど、ちょっと現在までには至っておらないというのが状況でございます。

今後につきましても、鋭意、例えばさらなる区長さん、それから役員さん方、またいろいろな方法で、国の御指導なり協力支援もお願いはしておりますが、なかなか無理ということで、そういった側面からのいろんな形での、今までの例も含めて知恵を拝借しながら、今後とも努力していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

なかなか簡単にいく問題ではありませんので大変だと思いますが、先ほど答弁いただいたように、今後も鋭意御努力いただきたいと思いますが、そういう中で現在のところは担当課長が主体となって、そういう理解を求めるための説明をされているように聞きますけれども、

やはりこれも一応行政として計画、いついつまでにはこれをやる、いついつまでにはこれをやるということを計画を立てて進んでいるわけですから、なるべくその計画に沿って進捗するようにしていかなければならないことはもう言うまでもないことであります。

そういう中で、これまで答弁をいただいていた中で、まず第一には地権者の御理解、同意をいただくのが先決で取り組まなくちゃならないということで、課長もそう、町長からも答弁をいただいておりますけれども、それでは、いよいよ残りの4名の方に御理解をいただくために、町長が外向かれて理解を求めるための説明といたしますか、をされることはどうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほど担当課長が申しましたように、今は用地買収の議論に入る前の調査設計をするための同意でございまして、その時点で地権者の方が御懸念なのは、地元の地域から出ていかなければならないのではないかと、また一度この調査同意に判を押すと強制的に移転させられるのではないかとという懸念がございまして。そうした払拭をするためには手続の流れをしっかりとお伝えすることであるというふうに思っております。その時点では今、担当課のほうで進めていただいているわけございまして、私が地元に入って説明することではないと思っております。現在、この事業は国道事務所が主体となって行う、事業化をするために、まず地元の声というものをしっかりコンセンサスをつくってあげる段階にございまして、そもそも期成会になっているということですから、最初、就任時は地元からの要請があったものというふうに思いましたが、当時の議会といたしますか、執行部の判断でこの期成会は立ち上がっているという経緯がございまして。要するに、ねじれた格好から始まっているものでございまして、この点についてはこの期限を我々が先に設けて、計画、事業化していくという視点ではなく、地元の皆さんの御理解が得られた際に事業化がなされるべきだというふうに判断をしているところでございまして。

4名の方が今誤解をされておられる点については、手続を詳細に示せば御理解いただけるものだというふうに思っております。何か奇策があるわけでもなく、必要な時期にそういう説明会等を設けてまいりましたし、同じことをしっかりお伝えをしていくことで理解は進んでくるんじゃないかというふうに思います。

また、周辺の交通事業等を見ましても、大変交通事故が最近になってふえている現状から、地域で推進をしたいという人たちの声も高まっていると認識しておりますので、そうした環境の変化も受けながら、推進をしたいという地域の方々の御協力も得ながら、手続について流れを説明していくことが必要だろうというふうに思っております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま町長がこの交差点改良の一番始まりの部分の話もされましたが、そういうことが

あったかもしれませんが、今現在見たら、皆さんがあそこは渋滞地域で困っているというのが現状であります。これまでも毎朝、ラジオ等でも渋滞地区、切通交差点というのが放送される、それを聞いた時にやはり早く改良工事ができるようにしなくちゃならないという答弁も再々出ておりましたし、私たちがそういうふうになってきております。そういう中で、まだまだ長が出向いてする時期ではないというふうな感じの答弁でありましたけれども、それはとりよいかもかもしれませんけれども、中には担当課からの説明は十分聞いて、ある程度は理解をしておりますながらも、やっぱり町長が来てくれたらという気持ちがなきにしもあらずもありゃせんかいという感じがするわけですね。ということは、やはり長が足を運んでくれて、その重要性、必要性を説いてくれたら、それで安心して同意もしようかなという感じで、ひょっとしたらおられるかもしれない。ですから、そういうことも踏まえて、ぜひ町長にも一度は足を運んで説得といいますか、説明をしてもらえたらいいんじゃないかな、早晩いい形での同意がとれるんじゃないかなという感じがするものですから、お尋ねをしたわけですが、いま一度いかがでございましょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

8番大川議員の再度のお尋ねであります。まず御理解をしていただきたいのは、私も大川議員はこの件については経緯をしっかりと把握されておられると思っておりましたが、それが前提でお話を申し上げてまいりましたけれども、私は一度二度地元で足を運んで説明会に参加させていただいて、むしろ開いている立場で参加をしております。その時点での状況をしっかりと理解した上で、大変御理解がいただけない形でこの事業がそもそも始まっているところを確認しまして、現在、その手続の流れ、調査同意をしなければ、まず用地交渉等に入れないということ、また事業化がなされないということを担当のほうから説明をしましても理解いただけない状況にあるという中で、私の先ほどの判断、先ほど言いました事務手続の話の話をしっかりとしていくこと、また、国道事務所の事業でございまして、国道事務所も事務手続をする前に、橋脚の改修であったり、また国道事務所として法線を示したりすることができないかということをお求めたわけですが、そうしたこともまだ事業化がなされない上では難しいということで、法線については聞いたところでございまして、今の状況では納得いただけないことがしばらく続くのではなかろうかと言わざるを得ません。その意味で、時期を見て4人の方が反対をされておられるということで大川議員の口から出ましたけれども、その方々にも温度差があられると思うんです。そうした方々がどういう状況で不信感を持っておられるか、その一つ一つを担当のほうでしっかりと把握しながら、タイミングを考えていくべきだというふうに私は判断をしております。

用地交渉等で地元の方と交渉が難しくなっているというわけではございませんで、今のところは調査同意さえできない、また集会の開催さえ以前は認めないというような声もあったということでございますので、期限を定めて、その期限までに強制的に執行していくために

地元の方々の声をないがしろにはできないなというふうに思っているところでございます。

**○8番（大川隆城君）**

今答弁いただきましたが、私が先ほど計画に沿ってということ発言しましたが、それはやはりいろんな事情があってできない場合もあることははっきりしています。ただ、それを、じゃ計画から大幅にずれてということだけで進むと、それがいつ実現するかわからないようなことになるものですから、ある程度は計画に沿って進めていくことが必要だということもう言うまでもないことであります。そういう中で、いろんな事情があることも推測できます。ですから、なかなか、もうこの件については何遍も言いますように、難しい問題であるからこそ、今までも時間がかかっているということでもあります。しかし、そう言いながらも、やはりできるだけ早く渋滞緩和、それから事故防止等々を考えてみれば、なるべく早くに実現するように努力をしていかななくてはならないことも、これまたはっきりしたことでもございます。ですから、なかなか大変ではございますが、今言われたように、今後につきましても町長初め担当課、そして地元の区長さん、役員さん方、一緒になってさらに前に進んでいきますように御努力いただくことをお願いして、この項は終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）はい。

次に進みます。坊所城島線の歩道整備に関する進捗状況は。年内の進捗状況はどうか。また年度末に向けての進捗はどうか、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

2番目の坊所城島線の歩道整備に関する進捗状況はということで、年内の進捗状況及び年度末に向けての進捗はどうかということでございます。

この件につきましても、9月議会でも報告をしていました。9月に関係地権者からの調査同意をいただいて、東部土木事務所に提出をしておるところでございます。県といたしましては、その資料、提出した分をもとに本課のほうに調査費の予算要求をしていただき、今年度予算化をしているという状況を鳥栖の課長のほうからお聞きをしております。ですから、年度中の調査測量になるものと思っておるところでございます。今後につきましては、事業採択となりました際には、具体的な調査結果をもとに地元なり、また関係地権者への説明会等々を実施され、事業化に向けて進んでいくものという説明をお受けしておるところでございます。

今後につきましても、町といたしましても、用地交渉の段階になりましたならば、また関係地権者への積極的な土木事務所への支援なり、今後とも早期に事業化に向けて重ねて要望を続けてまいりたいということ思っておるところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

それでは、確認ですけれども、先ほど言いましたように、10月、11月に測量に入ることによって前回答弁、行政報告でも聞いておりますが、先ほどは年度中にはという言い方をされたんですが、それは10月、11月には測量はしていないということですか、それともしているということですか、その辺ちょっと確認させてください。

**○建設課長（白濱博己君）**

調査につきまして10月なり11月ということで答弁をしておったかと思っておりますが、県にお尋ねしているところにつきましては、県としてもいち早くその要望につきまして県の本課に提出していただいているとお聞きしておりますが、結果的に事務的なことになるかもわかりませんが、予算化ができていたというふうなことで聞き及んでおります。現在は予算化をさせていただいておりますので、今後、その予算をもとに東部土木事務所のほうで調査に至るものということで、10月、11月に答弁していた件につきましては、済みません、大変おわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

それでは、先ほどの件についてはずれ込むということですかね。なかなか残念ですが、やはりこれが町独自ならだけでも、県がするものだからと以前答弁もありましたが、ことごとくさように当てにならないところもあるということですよ。ですから、ふだんから要望は強力にやらなくちゃならないということに私は思うわけです。

そういう中で、一つこれまたお尋ねですが、江越地区の、あそこは地元の方に聞いたら江越の五丁田というらしいんですが、北のほうに三、四軒、家がありますよね、あれのちょっと北のところに部分的に、メーター数はちょっと把握していませんが、歩道らしき整備をされておりますが、あれはどういうふうなことでされたものか、あれも歩道整備の一環としてされたものか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

**○建設課長（白濱博己君）**

先ほど8番議員から江越地区の県道ののりの整備改修ということで、今現在工事が終わって、道路の部分の歩道ではございませんが、道路の分の拡張があり、そこに転落防止柵のガードレールを敷設していただいて、延長が約80メートルでございます。この件につきましては、上峰町としてこの県道坊所城島線の歩道整備を加茂から町民センターまでの分を第1希望といたしている分ですが、そのほかに井手口地区、それから運動公園から南の右のほうですね、石の歩道がないということで、3地区を鋭意要望しておるわけでございますけれども、その南部につきまして、その要望によりまして、拡張ということになりますと、事業化で事業採択にしなければなりません、県道の維持管理ということでその要望を一部満たしはしませんが、そういう形で拡張をさせていただいております。あそこはのりで雑草が生えて

いたということで、県道の管理上でもございますが、町といたしましては、今後、現場を見させていただいて、結構整備がなっているという関係で、今後につきましても維持のほうでの予算での要望ということで随時拡幅をということで、今もしておりますが、今後につきましても要望をしていきたいと。

なお、東側に歩道がございますが、東側の歩道にも歩道幅が1メートルから1メートル50ございますが、そのほかにのりということで、そういうL型での敷設をしていただくと、歩道面が幅が拡幅されますもんですから、そのことも含めまして、今後も整備をお願いしていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

今、課長からこの役場から加茂交差点以外の部分、3カ所ですかね、井手口と中央公園から南、それから江越から三根境まで、3カ所、東側が1カ所、西側は2カ所という形になっておりますけれども、その件についても触れていただきましたが、今言われるように、のり尻から立ち上げれば結構な面積が出ますし、それに歩道の幅員をとるために農地をといたら、案外思ったよりかは少なくて済むんじゃないかという感じもしますので、今後ぜひ要望をし続けてもらいたいと思います。

今言われた約80メートルが草の除草関係の管理上のことでされたというようなことでありますけれども、やはりこれいつも要望をし続けとったら、今回がどういう名目の予算か知りませんが、県としてもそのときそのとき予算があればすぐしてくれると思うんですよ。ですから、一遍にここからここまで何百メートル一遍にと、それは無理だろうと思いますが、少しずつでも今回の80メートルの整備をされたような形ででもいいから、少しずつでも延ばしていければ、それにこしたことはないんですよ。とにかくこの県道沿いは、今言う南部の地区からの通学道路にもなっているわけですから、やはり両側に歩道が必要だというのはもう皆さんお思いでもありますし、今後も鋭意要望をし続けてもらいたいと思います。

また、この関係で、以前からこういうことを要望していく上においては、やはり執行部、議会一緒になって県に対しての陳情等も必要ではないかということも再々申し上げてきておりましたけれども、そのたびごとに答弁としましては、タイミングをはかって検討するというふうなことでの答弁をいただいておりますけれども、再度お尋ねをしたいと思いますが、そういう県に対しての要望、陳情についてどういうふうにお考えかを再度お尋ねしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

これもまた8番議員に以前申し上げたと思いますが、進捗を見ている事業についてよりも、進捗していない事業について皆様のお力をおかいただき、進捗を見ているものについては行政同士で進めていくほうが、皆様方というよりも、私どもとしても効果的に事業の進捗が

いくんじゃなかろうかと私自身は考えているところでございます。

**○8番（大川隆城君）**

ただいまの陳情、要望についての考え方といたしますか、私は以前から言っておりましたように、もういよいよ動き始めたとするならば、それをなおさらに前に進むようにするために陳情・要望活動を鋭意続けて、その進捗が少しでも延びるようにすることが必要だと思っ、今まで陳情活動についてのお話をさせてもらっておりました。しかし、今の町長の考えとは少し違う部分もあるような感じがいたしますが、いずれにいたしましても、この件についても何遍も言いますように、町が歩道整備をやるということを表明されて動いているわけでありますから、やはりこれも以前からの長年の要望事項でもあるし、改めて今年度の当初にそういう表明もされておりますもんですから、一日でも早く前に進むようにしていくべきだということで質問を今までさせてもらっておりましたが、今後についても、これまたなかなか簡単にはいかない部分もあるかと思いますが、鋭意努力していただきますようお願いをして、この項は終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。大きな3番目、県道の地盤改良に係る振動調査の結果はということで、その中の1点目、10月に振動調査をされたと思うが、結果はどうであったのか、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

3番目、県道の地盤改良に係る振動調査の結果はということで、10月に振動調査をされたと思うが、結果はどうかということでの質問でございます。

この件につきましては、御存じのとおり、6月議会に請願として提出されまして、早々土木事務所への報告をいたしておりました。八枚地区及び江越地区にかけての路盤関係で、過去の改良経過について調査すべく、県といたしましては、その区域4カ所につきまして地質調査を7月から8月にかけて実施をされております。その調査結果につきましては、詳しい内容は聞いておりませんが、概略説明を受けた中では、当時、路盤改良が施行されておらず、舗装部、路床部の厚さについても調査箇所ではばらつきがあるということでの確認がされておりました、また、道路の支持力についても低い数字となっております、その数字につきましては、その地域が軟弱地盤との結果が出ておるようでございます。

この振動調査ということでございますが、それを受けまして、当初10月にということで実施予定とお聞きしておりましたので、その分について9月議会で報告をさせていただいておりました。がしかし、大変申しわけございませんが、その後の天候なり、また付近、先ほど江越地区での道路の補修工事、改良工事ということで、ちょうどその期間が合いましたところで、正常な振動調査ができないと。県道につきましては、一部片方通行で車等が渋滞というふうなことでございましたので、結果的に業者に入札はさせていただいておったようござ

いますが、検査する業者のほうと県との協議の中で延期を見ております。聞くところによりますと、12月の中旬にいたすということで、これにつきましては地元のほうに連絡をしておるところでございます。その結果をもってその対策を検討されるとお聞きしておりますので、今後、内容につきましては注視をしていきたいと思っておりますし、今後につきましても請願の内容のとおり、早急なる路盤改良工事につきまして今後とも要望を重ねていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

今、10月に予定しておった振動調査ができずに、12月上旬にやるということでの答弁をいただきました。これは先ほど説明があったように、いろいろ道路整備関係の事情があってできなかったということであれば、やむを得ませんので、やはり一番調査結果が確実に出る時期といえますか、そういう状況を見てされることは当然だと思いますので、12月上旬には必ずされるものと思いますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

それと、その結果を踏まえて、この路盤改良、地盤改良関係についてはまた要望していくということでもあります。これは本当に地域の方々がそういうふうな振動等で御迷惑を受けられているということであれば、やはりその解消に向けて取り組んでいかなくちゃならないことでもありますので、この結果が出た後にその辺も十分県と協議をされて、ぜひこの路盤改良に進むように、これまた努力をしてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。大きな4番目、改正地方教育行政法の新年度施行に向けてということで、首長の権限強化等報道されているが、当町としてはその範囲はどう区別されるのかということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

8番大川隆城議員の改正地方教育行政法の新年度施行に向けてという質問をいただいております。首長の権限強化等報道されているが、当町としてはその範囲はどう区別されるのかということでございますが、教育委員会制度を見直すための改正地方教育行政法が可決され、成立し、来年4月の法律の施行に向けて60年ぶりに大幅な見直しが見られました。

戦後間もない昭和23年にできた教育委員会制度が戦前の教育の反省に立ち、教育が政治からの影響を受けないようにするという方向性で、都道府県知事や市町村長が介入したくてもできないように政治的中立の確保、方針の継続性、安定性の確保、地域の人たちの参加で住民の意向を反映するという3つの大原則が掲げられ、都道府県と市町村に教育委員会を必ず設置することに現在なっております。その教育委員会制度を60年ぶりに大幅に見直すために

行われたのが今回の地方教育行政法の改正ということで、きっかけは大津市を初めとする中学生のいじめ自殺問題でございました。教育委員会の対応が後手後手に回るなど、批判が相次ぎまして、事務局側が教育委員に詳細な情報を伝えなかったこともその事件では明らかになりました。制度そのものに問題があるという声を受け、教育委員会に任せるのではなく、首長が責任を持って教育行政を進める必要があるとして権限を強化する方向で議論がなされてきて、平成26年6月、3つの案の中から教育の中立性を担保し、執行権は教育委員会に残した上で、首長が総合教育会議を開催すること、また教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するという、また、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、そして教育に関する大綱を首長が策定するという大きな4つのポイントで教育委員会制度が変わってまいります。

本町におきましても、認識としましては、執行権は教育委員会が持ち、議員は首長の権限強化という表現をされていますが、教育長の権限が強化されると同時に、教育行政に対して総合教育会議を設置することで密接な関係を予算編成権を持つ首長と連携が可能になるというふうに私自身は理解をしているところでございます。

本町におきましては、幼保連携認定こども園に関することは首長部局で、教育財産の取得、処分についても首長部局で、契約の締結、予算の執行についても首長部局で職務を分担しておりますし、教育委員会としましては、学校教育に関すること、公立学校の設置、管理、教職員の人事、研修、児童・生徒の入学・転出、学校の組織編制、教育課程については教育委員会が所管し、生徒指導、教科書採択、校舎等の施設の整備についても教育委員会が担任します。また、社会教育に関することとして、講座、集会の開設等、社会教育事業の実施、公民館、図書館、体育館等の設置管理を教育委員会が所管をすることになります。また、文化財の保護に関すること、また加えて学校における体育に関すること、これらも教育委員会が所管するという理解で職務の分担をしているところでございます。

また、条例制定すれば、首長部局に所管を移管できる事項も、文化に関すること、スポーツに関することとございますけれども、これまでどおり教育委員会の職務として私は理解をしているところです。

以上が本町における行政の範囲をどう区別するかということに対するお答えとさせていただきます。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま答弁をいただきました。そういう中で、先ほどもちょっと触れられましたが、資料がちょっと古くて申しわけないんですが、改革法が成立したのがことしの6月ですね。そして、手元に持っているのが6月14日付の新聞資料を持っておるわけで、ちょっとさっき言いましたように、日にちが古くて申しわけないんですが、その中でいろいろ今後の改革法の施行に関しての記述がるるある中で、先ほど言われたように、以前の教育委員長と教

育長が一緒になった形での新教育長、これは町長が任命するという任免権があるということで、それはどうしてかといったら、さっきも出ましたように、いじめの問題等々についての責任の所在をはっきりさせるということ、それについてはもうそのとおりだと思っております。

そのほかに、政治的中立性を確保するため、現行どおり教育委員会を教育行政の最終権限を持つ執行機関として残したとしながら、いろいろ出た中で、近隣の首長さんの意見というのがここに載っておるわけですが、鳥栖の市長さんのコメントとしては、総合教育会議は首長と教委が意思疎通を図る場になり、いじめ案件などの初動がうまくいくと考えるという歓迎されているコメント、その反面、我が上峰町長、武廣町長のコメントとしては、選挙で選ばれる首長が教育行政の執行権を持つべきだと、改革は不十分だというコメントを示されておりました。また、横尾多久市長は、首長と教委が協力して教育をよりよくするのが目標だというふうな受けとめをされているというコメント、そういう中で、県の市町教育長会連合会長である多久の教育長さんが言われる中では、一般論と前置きした上でありますけれども、任免権がある首長の意見をむげに断るのは難しく、押し切られるケースも出てくるのではないかというふうなコメントも示しておられます。

それと、今度は教育大綱をまとめるのも首長権限の中に入っているかと思いますが、この関係では、大綱の策定権限は首長にあり、教育委員会が同意していない事項が記載されることもあり得ると文部科学省が答弁をしたというようなことも載っております。そういう中で、今後の運用がきちんとされるようにというようなことも載っているわけで、いろいろ聞いてみますと、先ほど細かい部分も説明をしてもらいましたが、やはりもう少しきちんとしとかなんと、今言ったようなことでのあつれきといいますか、何か混乱する場面が出てきたら大変だなという心配をするものですから、どこまでが首長権限、どこまでが教育長かというのをもう少ししとったほうがよくなかろうかなという感じがしたものですからお尋ねをしているところでございます。そういうことがありませんということであれば、もう問題ないんですけども、初めてのことであるものですから、いろんなことが懸念されますものですからお聞きをしているわけでございますが、先ほど通告書には首長のほうばかりのことを書いたような形になっておりますが、今後、どういうふうにするかは当然執行部と教育委員会、教育長あたりとの協議も十分されているかと思しますので、先ほど町長からのお考えを聞かせてもらいましたので、教育長がどういうふう to それを受けとめられているか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

済みません、まず教育長がお答えになる前に、その新聞記事の掲載について、私が申し上げたことについては、26年6月に新教育委員会制度をつくられるときに、3つの案があったと申しました。現行案と首長に執行権も置く、明確な責任体制をしくA案と、公明党が提案

しているC案ということで、私自身は、先ほど議員がおっしゃったように、独立して教育行政の責任を持つとされながら、首長が直接任免権を持つわけですから、実質的に教育長が首長の部下のような存在になる可能性があるということは、広くその案をつくられる際に懸念事項として言われたことであり、責任を明確によりするために責任体制がはっきりするA案を支持する立場から申し上げたことですが、現在はもうこれ法律が定められており、町政運営をしていく上では、教育委員会に教育の中立性を保つというところで執行権は教育委員会に置かれるものとして運営をしていかなければいけないという立場でございます。

私は以前、教育委員会は中立性を持って運営されるべきだと思うし、首長が教育行政に介入することはできないと以前のこの議論の中で申し上げましたが、現行法上、それはできないということで理解していますので、総合会議においても比較的教育委員会の担任されることについてはオブザーブ的に私は招集するだけにしながら、予算等の執行に遅滞なきように努めるよう情報収集をする立場で臨んでいきたいというふうに考えております。

そのほかのことについては教育長から答弁があると思います。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

皆さんこんにちは。8番の大川議員からのお尋ねに教育長としてお答えさせていただきます。

まず、新教育長の任命、私の認識は、首長の任命責任の明確化だと、これまでは教育委員の中の互選で教育委員が選んで教育長を決めていたんです。今度からは教育長は首長の責任で任命するという、その責任体制が明確になったというふうに考えております。

それから、総合教育会議につきましての意見が合わないというようなことがあったらということですが、それは当然いろいろ教育行政に関しては首長の考え方と教育委員会としては幾らか違いが出てくるかもわかりませんが、そこで協議調整をするとなっておりますので、協議調整ができたものについて取り決め、進んでいくわけでございまして、それがなかなかまだ一致を見ないということであれば継続するということになっていって、それをしなかったからどうのこうのということにはならないというふうに考えていますけれども、極力首長と意見を協議調整して一致していきたいというふうに考えているところでございます。押し切られるケースはほとんどなかろうというふうに、これまでの上峰町の教育行政において考えてみれば、ほとんどなかろうというふうに私は考えているところでございます。

それから、大綱を策定する場合は、総合教育会議で当然諮ってつくっていくわけですから、ここでも一致を見るわけですが、この大綱についてもこれは首長が決めるわけですから、これは意見が一致しなくても首長がつくられたら、そこに記載事項となります。しかし、それに書かれたものに対してもう明らかにそれはできませんというふうな形でしたら、職務専念義務違反になろうかと思えます。ですから、そういう場合には付記事項として一致をしていないような旨の何かを書きなさいというのが文科省の指導でございます。

以上、そういうふうな形でいろいろ総合教育会議、あるいは大綱策定につきましてもありますけれども、本町におきましては、首長と十分連携を図りながら教育行政をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

以上、回答を終わります。

**○8番（大川隆城君）**

答弁ありがとうございました。それこそ先ほど出ておりましたように、60年ぶりの改革であるものですから、とにかくまだまだ実際にやってみらんとわからない部分もあるかと思えます。ですから、今後、実施していく上で、きちんとまた整理をしていかなくちゃならない部分もあるかと思えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

そういう中で、私がこれまでの関係でちょっと思ったのが、以前、例の学校関係の大規模改修事業の件がずっと論議されてきた経緯がありましたですね。そうすると、結局最終的には31年度以降に延期というふうな形に今のところなっておりますが、あれの関係の話のときになかなかお互いにかみ合わないというか、教育委員会サイドはこうだと言う、執行部サイドは予算的な問題がこうだと言って、かみ合わないで、私たちが聞く間、何で整合性がないじゃないかというふうな感じがした部分があったことは事実かと思えます。これは議会の皆さんはそういうふうな受けとめをされている方が多かつたんじゃないかと思えますけれども、そういうようなことも今後につきましては、先ほど出ました総合教育会議とかでの論議は十分に重ねられてどうするかということが決まっていこうと思えますが、今後はそのこと、何といいますか、言葉は悪いが、ちぐはぐ的なことは出てこないと思えますが、その辺いかがでしょうか。これ失礼な聞き方かもしれませんが。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

8番議員のお尋ねにお答えします。

本当にいろいろとさきの議会などでも御心配をかけてきたこと、そしてまた御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

ただいまのお尋ねですけれども、まさに総合教育会議と申しますのが、今、議員が申し述べられたようなことについて予算の組み立てとか施策の前の打ち合わせを首長としっかりして、予算をどうしていくかというものなどで絡んでいくというふうに思っております。最終的に予算が絡んでいるから首長がというふうになってくると思っておりますので、今言われたこと、それから統廃合なども大きく文科省でも書かれておるところでございまして、そういうことについていろいろと研究をさせて、協議調整をさせていただきたいと思えます。

以上、終わります。

**○8番（大川隆城君）**

いろいろとお尋ねをしましたがけれども、最終的にはいかに上峰の子供たちを優秀な人材として送り出すかということが、もう皆さんの最終目的でもございまして。ですから、制度が変

わってよりよい形でそういう人材育成に携わっていただくということを切にお願いをしまして、この項は終わります。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。駐屯地ヘリ隊移設についての説明等はあったのか。常駐の防衛省担当官あたりから何らかの説明はあったのか、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

8番大川隆城議員のお尋ねで、駐屯地ヘリ隊移設についての説明等はあったか、常駐の防衛省担当官あたりから何らかの説明はあったのかということで、先ほど登壇された際に、首長会議、先日、佐賀県町村会におきまして、11月27日に開催しました要請内容の説明会についての内容と、この防衛大臣企画官である、もとの地域協力本部長との接触について説明をということでお話がございました。

まず、首長会議の内容を申し上げます。11月27日に10月6日に佐賀県のほうに左藤防衛大臣が説明をされた内容を含めた話を佐賀県町村会に説明をしていただいたところでございます。樋道九州防衛局長と柏谷九州防衛局企画部長、池田地方調整課長、また地方調整課補佐に加え、遠藤大臣官房企画官に、また地方調整課地方協力課補佐が説明に来られまして、10町の、正確に言いますと9町の町長と1副町長で、配備の方針についての動きの経緯、配備計画を佐賀県に説明された内容について、整備計画についての話を経緯を確認した後、有明海佐賀空港への具体的な飛行ルートや離着陸回数などの具体的な数字を交え、副大臣来佐時の説明内容も説明いただきました。

空港運用に支障がないという判断を現在、佐賀県知事がされておられますが、そうした御説明を受け、私からはヘリ移設について新たな基地機能であったり、さきごろV-22オスプレイ、アメリカ・ボーイング社のオスプレイにそのティルト・ローター機が決定したようでございますけれども、その騒音の大きさがCH輸送ヘリと同じぐらいの大きさだということを知っていました。実際どれぐらいの騒音量で、どういう音なのかということを知りたくて、質問したところでございます。

さきの9月議会までに御説明をした点につきましては、これまで佐賀県に防衛省が7月22日に説明に行かれた内容と、また当時の小野寺防衛大臣が知事を訪問された8月25日に来佐された内容についての説明を受けていた、上峰町として受けたことをお伝えを申し上げていたと思います。具体的には、7月22日に防衛省から佐賀県への要請内容についての説明を本町にも来ていただいたこと、また9月2日、小野寺防衛大臣、知事訪問後、県と市議会に九州防衛局が計画内容の説明をされた内容について私どもに説明をしていただいたということを申し上げていたと思います。

今回、町村会で聞いた内容は、左藤副大臣が来佐されたときの説明、すなわちティルト・

ローター機の運航の範囲とその航路、また進入角度、高さ等の話を具体的に受けたところでございました。

また、先ほど防衛大臣企画官との接触について何らかの説明があったかということでもお尋ねでございますが、防衛省佐賀県連絡調整事務所長に大臣官房企画官遠藤氏が就任されたということでございますけれども、9月18日に本町にも御挨拶に来られまして、私どもから申し上げましたことは、スピーディーな情報収集に欠けているということで町と防衛省の間に立っていただいて、例えば、新たな計画内容が明らかになった場合、また周辺市町がこの佐賀空港へのヘリ移設計画について新たな動きを見せた場合に、すぐ連絡を迅速にとっていただくようお願いしたところでございます。

以上でございます。

### ○8番（大川隆城君）

ただいま町村会に対しての説明の内容についてお聞かせいただきました。ありがとうございます。

要するに、先ほどの総括のときにも触れましたように、オスプレイあるいは目達原駐屯地のヘリ隊が佐賀空港に移設した場合のことでの説明が主体的な説明だったかと思いますが、それももちろん重要であります。と同時に、上峰町あるいは吉野ヶ里町は、そのヘリ隊が出ていくほうですね。来るほうじゃなくて出ていくほうです。ですから、皆さんが一番心配されているのが、例えば、今までの防衛省関係の補助関係がそのヘリ隊が移設したらどういふふうに変化するものかということあたりが一番の関心事であるわけですが、それらも新しく移設して配備するところの話も当然十分なる説明をしながら進めていかんといかんですが、出ていくほうの手前のほうについての今後の対応についても、やはりもうそろそろどういふふうですよというような話があつてしかるべきじゃなかろうかということをおもいますもんですから、その辺についての説明があったのかどうかということをお聞きしているわけでありましてけれども、再度お尋ねしますが、その辺についてはこれまで説明があったものかどうか、あるいは近々その説明を受ける予定があるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

### ○町長（武廣勇平君）

先ほどの経緯について、もう1つつけ加えさせていただきたいと思えます。

10月10日、佐賀市、佐賀県庁に吉野ヶ里町と上峰町、担当課のほうで訪問をしております。県に現在の計画内容等の確認をし、市に受け入れるための条件等々、現在、検討会を調査委員会を開かれているということで聞いておりますが、その情報等を確認しに行っております。

今申し上げられました環境整備法3条から9条に係る上峰町に対する防衛省の補助、交付金等についての話につきましては、実際、現在のところ、防衛省の説明がまだ不明確である

ということで、何ら先ごろの議会で御説明した内容と変わらないわけであります。

実際、ヘリの移設が50機を予定しておりますが、実際の移設がどれぐらいになるものなのか、これは佐賀県、佐賀市、漁協との話の結果、見えてくるものだと思っておりますが、現在、佐賀県が民間の空港使用に影響はないということだけが一つ古川知事の方向として出たわけでございます。今後、次第にそうした状況が見えてくることになると思っておりますけれども、今のところはまだ説明が不明確でわからないといったところが公式の防衛省からの説明でございます。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

まだ説明としては確たる説明がないというのが現状だということではありますが、やはり気になることではございます。ですから、これがどのくらい先でどうかというのはまだまだわからないと思っておりますけれども、やはりその時が来たときには、当然お考えになっているかと思っておりますが、行政に対しての説明プラス議会に対しての説明も十分してもらいたいと思っておりますけれども、その辺については長としてどういうふうにお考えか。それは議会として要望をしなくちゃできないものか、それとも執行部サイドの裁量で議会にもということでもらえるものか、その辺をひとつ確認と言ったらおかしいんですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○町長（武廣勇平君）

大川議員のお問い合わせでありますけれども、議会に対する説明を防衛省にさせていただくことは議会のほうから求めていただければと思います。私どもは防衛省が事業主体であって、今回の空港移設に伴うヘリ移駐についての状況の説明をいただいているわけですので、その点を議員の皆様から求められれば答えるというところで、現在説明をさせていただいているところでございますが、二代表制、住民の代表であります。首長も議会も同じ住民に対する説明責任を負うものだという立場からは、議会のほうで、佐賀市あたりも説明会を招集していただいておりますし、その点は、その議会の動向について私が何か口を挟むべきものでもないだろうというふうに思っているところです。

今回の防衛省の話についても、現在、随分時間を経て明確になりつつある部分もございます。空港移設の運航計画については随分明らかになったというふうに理解をしています。これから空港移設が進むことに伴い、ヘリ移駐の話にも関心が向いてくるのではないかというふうに私も理解をしております。その点、防衛省から逐一説明を受けた分については、行政として受けた内容については議会の皆様には説明をしていくことは心がけていきたいというふうに思っています。

#### ○8番（大川隆城君）

ただいま町長から最後に答弁いただきましたように、今後、時期はわかりませんが、

やはり今後の進捗についていろいろ行政、執行部のほうに連絡があった折には遅滞なく議会にも報告といたしますか、連絡をしてもらうということが表明されましたので、少し安心をいたしました。

それと、先ほども言いますように、上峰町としては出ていかれた後のことがですね、やっぱり気になることはもう何回も言うようでございますが、一番の関心事でもございます。そういうこともありますものですから、先ほど言いましたように、連絡はその都度していただくことと同時に、議長にお願いでございますが、防衛省関係の説明をその折々を見て要望をしていただき、議会に対してもきちんとした説明をしてもらうようお願いをもらいたいということをお願いいたしまして、この項は終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（中山五雄君）**

その件については、皆さんと議会が終わってから協議をしたいと思います。

これで大川議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時39分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

**○3番（橋本重雄君）**

皆様、改めましてこんにちは。ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、一般質問通告書によりまして質問させていただきたいと思います。

今回、私が質問事項を余りにも詳しく書いておりますので、ちょっと長つたらしいかと思いますが、済みません、よろしく申し上げます。

1番目に、健康づくり・体力づくりに温水プールの建設をということで挙げております。

①としまして、地球のオゾン層の破壊により、紫外線が直接人体に入り、健康被害をもたらしています。特に皮膚がんや白内障が増加していると医学界で言われています。また、膝の治療には水中歩行が効果があると医者も勧めています。夏休みの期間中、子供たちも直接紫外線を浴びることなく、一年中環境のよいプールで体力づくりをすることができます。

そこで、上峰町にも温水プールを建設したらということで思いましたので、町長のお考え

をお尋ねいたします。

②としまして、建設がどうしても無理だとすれば、みやき町、吉野ヶ里町に使用料を同一にしてもらうように交渉はできないかどうかということ。

3つ目に、使用料が大体倍とか3倍とかになっておりますので、その差額分を補助金として交付することはできないかということでお尋ねをいたしております。

続きまして2番目に、合併についてということで、①ですけれども、これは、ことしの大分前になりますけれども、鳥栖市商工会の有志の方より鳥栖市長に、鳥栖市・三養基郡の早期合併の要請書が渡されているのが新聞に掲載されていましたが、それを受けての話し合いはあっているかどうか、お尋ねいたします。

②としまして、平成の大合併から10年が経過しようとしています。その間、上峰町は財政再建に取り組んで、節約節約で今日までやってまいりましたが、今後も建物の維持補修や道路の整備、また、ごみ処理場の建設負担金等支出項目がめじろ押しの状態です。このままでは財政再建はなかなか難しいと思われま。

そこで、この辺で合併の道も真剣に考える時期ではないかと思いましたので、町長の合併に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

以上、大きい項目2点、よろしく御回答のほうお願いします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、大きな1点目、健康づくり・体力づくりに温水プールの建設をと、その中の1点目、地球のオゾン層の破壊により、紫外線が直接人体に入り、健康被害をもたらしています。特に皮膚がんや白内障が増加していると医学界で言われております。また、膝の治療には水中歩行が効果があると医者も勧めています。夏休みの期間中、子供たちも直接紫外線を浴びることなく、一年中環境のよいプールで体力づくりをすることができます。そこで、上峰町にも温水プールを建設したらどうかと思うがということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の、健康づくり・体力づくりに温水プールの建設をという項の要旨、地球のオゾン層の破壊により、紫外線が直接人体に入り、健康被害をもたらしています。特に皮膚がんや白内障が増加していると医学界で言われています。また、膝の治療には水中歩行が効果があると医者も勧めています。夏休み期間中、子供たちも直接紫外線を浴びることなく、一年中環境のよいプールで体力づくりをすることができます。そこで、上峰町にも温水プールを建設したらと思うが、どうかというお尋ねでございます。

紫外線の影響を私も調べてみました。紫外線は子供たちを初め、高齢の方に対する影響が強いということで、調べてみますと、関心は日本でも少しずつ高まっているようでございます。オゾン層が破壊され、紫外線増加といった環境問題としての関心だけでなく、紫外線の浴び過ぎによる健康への影響についても同様にあらわれているようでございます。

環境省が策定した紫外線環境保健マニュアルによれば、紫外線の浴び過ぎは、日焼け、しわ、しみ等の原因となるだけでなく、長年紫外線を浴び続けていると、時には良性、悪性の腫瘍や白内障等を引き起こすことがあると実際されています。しかし、紫外線は悪い影響ばかりでなく、病原菌を殺す力があつたり、カルシウム代謝に重要な役割を果たすビタミンDを皮膚で合成する手助けもすると書かれております。

日本語では日焼けと呼ぶものにも、サンバーンという赤い日焼けとサンタンという黒い日焼けがあるそうです。サンバーンは紫外線に暴露した数時間後からあらわれる赤い日焼けで、サンタンは赤い日焼けが消失した数日後にあらわれ、数週間から数カ月間続く黒い日焼けということで、太陽の光には、実は目に見える可視光線のほかに、目に見えない赤外線と紫外線が含まれていまして、紫外線とは、その波長によってA、B、Cの3つに分けられると。1つ目がUV-A、2つ目がUV-B、3つ目がUV-C。UV-Aについては、オゾン層を飛び越えて届く紫外線であり、UV-Bについては、オゾン層の変化に影響され、届かない部分もあるということですが、UV-Cについてはオゾン層で遮断される紫外線ということで、現在、オゾン層の破壊により、UV-Bが届きやすくなっているということで、議員おっしゃるとおりに、非常に医学界でも問題視されているということであろうかと思えます。

太陽の光の一部である紫外線について、可視光線と同じように、建物や衣類などで大部分が遮断されるということも書かれていました。また、大気中での散乱も相当に大きいということで、人体に有害と言われているUV-Bの紫外線をサングラスや目を覆うことで遮断する、反射率を抑制するということが効果的だということでございます。

1つ目の衣類、建物の下に体を隠すことで、約80%ぐらいが抑えられるということ、また、目については、コンクリート、アスファルトからの反射であれば10%抑えられるということでありまして、サングラスの着用で90%減少するということも書かれていました。

温水プールの建設を御提案でございます。温水プールの近隣市町の状況を見ましても、多額の費用がかかることは議員も御承知のことと思えますけれども、まずは温水プールの建設を検討する前に、本町としまして、例えば、プールで授業を受けている生徒についての対応、先ほど体を覆う衣類でUV-Bを抑えることができるということを申しましたが、スクール用のラッシュガードといいまして、体を覆うスポーツインナーとしても使われている、何と申しますかね、スポーツウエアですけれども、こうしたものを許可するように、小学校、中学校に教育委員会を通じて働きかけていただければというふうに考えております。私自身が現在、教育委員会として、このラッシュガードの着用を認めているかどうか確認をしておりますけれども、こうしたものが広く使われているということで聞いておりますので、教育委員会に求めていきたいと。

また、もう1つ、目の暴露を減らすために、ゴーグルの着用を可にしている学校もあると

聞き及びます。よって、ゴーグルの学校での申請をすれば着用ができるような形をあわせて求めていければと思っております。

温水プールについては、その効果を見た上で、教育委員会のほうで検討がなされた場合に、私どもとして検討していければというふうに考えております。

**○3番（橋本重雄君）**

ただいま町長のほうから詳しく説明をしていただきました。それで、要するに紫外線が体に入ると何らかの影響は出てくるというのはわかっているわけですが、今は天気予報の番組の中でも、明るく日の紫外線の量が何程度ありますとか、それで帽子をかぶったり、サングラスをかけたりして紫外線を防止してくださいというような情報も流されておるわけです。

それで、今、町長は教育委員会の判断を参考にしたいというような考えでしたけれども、教育委員会としてはどんなふうな考えか、この点お尋ねいたしたいと思います。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

3番議員のお尋ねにお答えいたします。

紫外線の対策につきましては、既に小学校のほうではそういうふうに着用した授業で実践をしているところでございましたので、華美にならないようなもので、保護者の判断でそういうふうに取り組んでいただければ、より幸いなと思っております。できたら、そういうふうな皮膚の弱い子供さん、児童・生徒さんがおられたときには、そういうふうにして取り組んでもらうように、小学校、中学校には指導をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

そしたら、教育長としてはそういうふうな指導をしていきたいということですが、プールの必要性はどう感じられますか。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

お答えいたします。

これは小学校、中学校、授業の中でしておりますので、プールというものは当然必要だと考えております。（「温水」と呼ぶ者あり）

温水プールにつきましては、今、実際、子供たちは外でしておりますので、私は、そのことについては全く必要とは考えていなくて、そういう着用というふうに考えておりました。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

一応、今の教育長の話では考えていないというようなお話ですが、やはり人体に影響があるということですので、すぐに建設というのは無理かもしれませんが、行く行くはこういう温水プールを建設するような方向で進んでいただきたいと思います。

隣のみやき町にしても、吉野ヶ里町にしても、ちゃんとあるわけですので、上峰町としても当然あっていいかなというふうに私は思いますので、建設については早急とは言いませんけれども、今後、検討していただければというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

お答えいたします。

確かに今、議員が申されますように、将来にわたってはということですが、したがって、早速、来年の4月1日からは、そういういろんなものの施設等の協議などするのが総合教育会議でございますので、そういうもので、まずは教育委員会で話を持ちまして、その案をもってまた必要だということであれば、教育委員会から首長に総合教育会議の開催を要請して持って行って、そういうふうな形で進めさせていただきたいと思っております。そういうふうなのが総合教育会議だと思っておりますので、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

以上、終わります。

**○町長（武廣勇平君）**

今、教育長さん申されましたように、先ほど私が申しましたスポーツウエアについての着用とゴーグルの着用を認めているということで、皮膚がんであったり、白内障、つまりは紫外線の影響を懸念する形での温水プールの建設については考えていないということであると理解しました。

議員おっしゃるように、膝の治療、水中歩行に効果があるとお医者さんも勧められるということですが、温水プールである必要は、水中歩行についてはないわけですが、さまざまな視点から、今回新たに温水プールというものの建設提案があった、議会議員の橋本議員からあったということは重く受けとめて、頭に入れておきたいと思っております。

以上です。

**○3番（橋本重雄君）**

今の町長の答弁を聞きまして、ありがたく、安心したところでございます。

じゃ、次に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。建設が無理とするならば、みやき町・吉野ヶ里町に使用料を同一にしてもらうように交渉できないか、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

橋本重雄議員の健康づくり・体力づくりに温水プールの建設をということで、建設が無理とするならば、みやき町・吉野ヶ里町に使用料を同一にしてもらうように交渉できないかということでのお尋ねでございます。

この使用料の平準化といいますか、町内、町外料金設定を各市町しているところではありますが、利用者を町境で区分せず、一定の料金のもとに使用料を見直す交渉を、鳥栖・三養基

郡のビジョン検討委員会のもと、部会をつくりまして、見直しをしていただくように協議をしていただいたわけでございます。

しかしながら、使用料については、どちらかという上峰町としては使用料の見直しを求めた立場でありましたが、みやき町も現在のところ、スポーツ施設については利用率が非常に高いということもあり、利用料金を同一にして、さらに利用の申し込みが多くなると調整ができないということで、町内外を同一料金にすることは難しいということで、鳥栖・三養基郡地域連携事業、文化・スポーツ部の協議事項としてはございました。

また同時に、スポーツ施設については、1市3町にこだわらず、個別に検討すべきということもあわせてここで——失礼しました。この会議でございません。副市町長会議でなされておりますので、本町といたしましては、吉野ヶ里町に使用料を同一にしてもらうよう交渉する機会を持つよう働きかけていきたいと考えているところでございます。

### ○3番（橋本重雄君）

みやき町につきましては、無理というような状態であったようですが、吉野ヶ里町には交渉してみたいということでございますので、今後、交渉をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

次、お願いします。

### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。使用料の差額分を補助金として交付することはできないかということで、執行部の答弁を求めます。

### ○町長（武廣勇平君）

使用料の差額分について、補助金として交付することはできないかというお尋ねでございます。

補助金等を一応試算してみました。現在、みやき町の料金設定が、一般、高校生以上については、町内150円、町外420円、差額270円になります。小学生、中学生につきましては、町内100円、町外310円、差額210円になります。幼児と保護者につきましては、町内150円、町外420円、差額270円ということでございます。

みやき町一般の場合を例に置きまして、週2回の通年利用の場合を計算してみますと、町内150円掛け2回掛け4週の12カ月ということで14,400円、町外については、420円掛け2回掛けの4週掛け12カ月の40,320円、差額25,920円ということで、これが利用者50人の場合は1,296千円、100人利用になれば2,592千円、150人利用ということになれば3,888千円、200人利用ということであれば5,184千円ということでございます。

現在、他町の決算を見てみますと、歳入が4,000千円、使用料として入ってきていますけれども、歳出としては24,000千円上がっておりまして、20,000千円の収支赤字という状況で

ございます。200人の利用者があった場合に5,184千円という予算が必要になることを考えると、財政が厳しい状況の中で、幾分こう構えをしますけれども、そもそもこの補助を出すことがよいのか、ほかの手だてがあるのかということをやっと注意深く考えていければというふうに考えています。

これも紫外線の影響を受け、温水プールを利用したい方がいらっしゃるということが、子供たちでそういう気持ちを持って、うちの町民プールよりも温水プールの利用を考えたいという方がどれぐらいいらっしゃるということが前提になっておりますので、その点をしっかり把握しながら検討していくことになると思います。

### ○3番（橋本重雄君）

200人の利用者があって、5,184千円の補助金が必要ということで、今、町長から話があったわけですが、建設することを考えれば、金額的にはそんなに高いもんじゃないんじゃないかなというふうに考えますけれども、どうしても財政の面で厳しい面もありますから、そこら辺はよく検討していただいて、今後、補助金が交付できるような形で、町民の方に健康になっていただくような形で進めてもらいたいというふうに考えますので。

それからまた、子供だけじゃなくて、大人の方たちも結構行っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういう人たちも補助金が出ると回数も多く行けるものですから、なるだけそういうふうな差額分の補助を検討を加えていただければというふうに考えて、もう1回、町長の考え方をお尋ねいたします。

### ○町長（武廣勇平君）

言葉が足りず、失礼いたしました。この温水プールにつきましては、先ほど吉野ヶ里町との同一料金をしてもらうように働きかけていくということを申し上げましたが、その働きかけを見て、働きかけをした上で同一料金化ができれば、その時点でこの補助金について考える必要はなくなるということでございますので、まずは同一料金にさせていただくように求めていきたいというふうに考えております。

先日、その話をさせていただいたわけでありまして、そのときは非常に難しい顔をされておられましたけれども、話をいろんな角度からすれば理解も深まるのではなかろうかということも、私もその材料を持っておりますので、ちゃんと話しかけに行く機会をつくることをお約束いたします。

### ○3番（橋本重雄君）

それでは、今、町長がおっしゃったように、吉野ヶ里町との交渉を頑張っていただきたいというふうに思います。

以上、これでこの分は終わりたいと思います。

### ○議長（中山五雄君）

次へ進みます。大きな2番目、合併について、その中の1つ、鳥栖市商工会の有志より鳥

栖市長に、鳥栖市・三養基郡の早期合併の要請書が渡されているのが新聞に掲載されていましたが、それを受けての話し合いはあっているのか、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

橋本重雄議員の合併についての御質問でございます。

1つ目、鳥栖市商工会の有志より鳥栖市長に、鳥栖市・三養基郡の早期合併の要請書が渡されているのが新聞に掲載されていましたが、それを受けての話し合いはあっているのかということでございます。

恐らくおっしゃっておられるのは、平成26年7月に、鳥栖コンベンション・シティ委員会が第25回目の提言書ということで、7ページ、⑤に鳥栖市と三養基郡の合併を実現するというので、鳥栖市と三養基郡の合併のためには、かなめである鳥栖市のリーダーシップが必要です。橋本市長には、各町長との友好を深め、積極的かつ粘り強く合併の必要性を説得し、早い時期の合併を実現させていただきたいということで要請をされている内容についてのことだと思います。

この平成26年7月の提言書を受けての話し合いということではございませんが、先ほど来申し上げておりますように、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会以降、各部会での連携事業の協議をしながら、また現在、あり方検討会ということで、副市长、副町長の立場で1市3町の将来像を考える場が開かれております。

先ほど申し上げました連携事業のほうでも、この平成26年3月に、鳥栖市と三養基郡基山町、みやき町、上峰町で3月27日、図書館広域利用協定を締結したところでございます。一昨年、災害時の協定を1市3町連携事業の第1弾ということで結んだわけでございますが、ことしは第2弾、図書館の広域利用協定というものを結んでいるところでございます。

これまで図書館の利用については、鳥栖市と基山町が久留米市、小郡市と取り組む筑後川流域クロスロード協議会の中で相互利用を実施しておられましたので、みやき町と上峰町まで広げた形でのこの協定ということになっております。1市3町の住民の皆様が、全館合計約40万冊の蔵書が利用可能になるということで、意義深いものだと考えておりますが、これらの連携事業の進捗はございます。しかしながら、合併についての話し合いについては、合併が前提とするあり方検討会というものではないということで、現在、副市长、副町長の間で将来のあり方をどういうふうにか考えるかという協議がなされているものと理解をしているところでございます。

**○3番（橋本重雄君）**

今の町長の説明では、そしたら、首長同士の話し合いというのはあっていないということですかね。

**○町長（武廣勇平君）**

再度のお尋ねでございますけれども、この鳥栖・三養基ビジョンというものを首長間で最

最終的に結び、鳥栖市・三養基郡のビジョンをつくるということで、鳥栖・三養基ビジョンというビジョンを策定いたしました。その後、連携事業を行うこと、また、合併を前提とはしませんが、将来のあり方を副市長、副町長の立場で考えるという過程を経て、連携事業が11事業予定をしたいと考えておりますけれども、連携が進み、他市町に対する親和性が高まる形をつくりながら合併機運を上げ、最終的にあり方検討会の中でも合併という話題になれば行っていくという方向で考えていくことを首長間で確認しているところでございます。

**○3番（橋本重雄君）**

それでは、要するに、あり方検討会等で煮詰めたところで合併するかどうかというのが最終的には決まっていくというような形で理解していいわけですね。

**○町長（武廣勇平君）**

将来のあり方について、広域行政がいいのか、定住自立圏構想のもとにまちづくりを考えていくことがよいのか、一部事務組合をもっと連携させることから始めるのか、現在、議論がなされていることと思います。（「次へ進んで」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。平成の大合併から10年が経過しようとしています。その間、上峰町は財政再建に取り組んで、節約節約で今日までやってきましたが、今後も建物の維持補修や道路の整備、また、ごみ処理場の建設負担金など支出項目がめじろ押しの状態です。このままでは財政再建はなかなか難しいと思われまます。そこで、この辺で合併の道も真剣に考える時期ではないかと思うが、合併に対する町長の考えは。執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

平成の大合併から10年が経過しようとしているということでございます。議員御指摘のように、建物の維持補修、これから一時期につくった建物の維持管理、改修等で多額の費用を要することになると思いますが、平成26年の実質公債費比率が18%を下回る、これが完了するときに、ルールをしっかりと定め、こうした建物、公共施設の起債についても適債性をしっかりと確認して、財政負担がなきよう計画的に運営され、まちづくりが持続可能な形を考えていきたいと思っております。

こうした支出項目があるということと、私は、合併の道を考える理由というのはまた少し違いますけれども、合併については、私自身の考え方ということをお問われたときに、合併に反対の人はいないのではないかとこのふうについていつも申し上げております。反対する人は、メリットなき、ビジョンなき合併に反対している、もしくは不安を感じているんだというふうに考えておりますので、以前も申し上げましたけれども、この鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会に臨む際には、ビジョンづくりを行うということで聞いて入ったところです。

確かに連携事業等を行っておりますけれども、ビジョンとは何かといいますと、やはり先にどういう形でまちづくりがなされていくのか、生活が進められていくのか、そういう将来

に示す絵のことを申し上げるのだと思うがゆえに、このビジョン検討委員会においては、各市町の境を越えて、1市3町を俯瞰して見て、その役割分担を明確にすることが必要ではないかというふうな姿勢で、このビジョン検討委員会にかかわっているところです。

それぞれの市町で考え方はさまざまでございますけれども、時間は平成の大合併のように区切られて期限があるわけではございませんので、しっかりと住民に開かれた場で、過大な偏りのある要求を市町もしない形で、見える形でこの協議が進んでいくことを望んでいるところでございます。

その意味で、合併については前向きに考えていきたい。私は勉強会があれば、どんな勉強会にでも参加していきたいということを、このビジョン検討委員会にかかわる際にも申し上げましたけれども、以前、議会議員の皆様方からの質問でございましたけれども、神崎市、吉野ヶ里町ともごみ処理施設の建設等を考える際において、広域ブロック単位での処理がコスト縮減、また、建設費の負担割合を低減させる意味でも必要性を感じておりまして、現在、連携をするべく協議を行っていく準備にかかっております。

こうした取り組みをもとに、町民が求められる3万人程度のまちを目指して考えていく必要があるんであろうというふうに現在のところは考えております。

### ○3番（橋本重雄君）

今、町長さんのほうからお話がありましたように、合併は前向きで検討していくということはお聞きしましたが、平成の大合併のときに、上峰町は三田川、東脊振と合併の話があったわけですがけれども、最終的にはできなかったわけですね。それで、合併した町村と合併しなかった町村の差というのが、今、結構出てきているんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

それで、最近の情報によりますと、合併特例もまた5カ年ぐらいは延長するような情報が載っていたようにすけれども、そういうことも考えますと、こんなに財政的に苦しい時代を少しでも早目に解消するためにも、よそのまちの力もかりる必要があるんじゃないかなと私は感じましたので、今回、この合併の質問をしているところですがけれども、短兵急に合併というわけにはいきませんので、今後、いろいろな方法を考えながら、関係市町と協議をしながら、合併が——合併がというか、要するに上峰町が繁栄していくような形で進むような方法で政治を進めていただきたいなというふうに思います。

町長は今後、前向きで検討するというところでございますので、しっかり頑張ってくださいというふうに思います。

以上です。

### ○議長（中山五雄君）

これで橋本議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。

一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後 3 時 24 分 散会